
第9期草津町高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画
＜令和6年度～令和8年度＞

令和6年3月
草津町

ごあいさつ



我が国では既に超少子高齢化社会が到来しており、総人口も減少に転じていますが、その一方で高齢者の占める割合は今後も増加していくことが予測されています。

介護保険制度は、今回で第9期を迎えます。国では、2040年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる中、中長期的な視点から持続可能な制度運用を進める方針が示されています。地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を通じ、在宅・施設等の介護サービスの基盤整備や、住まいと生活の一体的な支援、医療と介護の連携強化、自立支援・重度化の防止、認知症対策の推進、家族を含めた相談支援体制整備、介護予防や社会参加活動の充実、保険者機能の強化等を図るとともに、介護人材の確保や介護現場の生産性向上にも一体的に取り組んでいく必要があります。

草津町では、まちづくりの最上位の指針となる「草津町行政指針」において、『福祉と観光の両立』を掲げ、限られた地域資源を可能な限り有効に活用しながら、医療や介護・介護予防サービス、生活支援サービス等の各種サービスの推進に取り組んできました。また、新型コロナウイルス感染症の影響で活動が自粛・縮小の傾向にあった高齢者の皆様の活躍の場や地域での支え合いの取り組みについても、早期の活動再開につながるよう、地域の実情に応じながら、地域に寄り添って各種の支援を進めています。

今後も、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第9期草津町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の推進を通じて、高齢者の皆様が住み慣れた地域で、安心していきいきと自分らしく暮らし続けることができるまちづくりを推進して参ります。

令和6年3月

草津町長 黒岩 信忠

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 法令等の根拠と計画の位置づけ	2
4 計画の策定体制	2
5 日常生活圏域の設定	2
6 第9期計画のポイント	3
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	4
1 草津町の人口の状況	4
2 草津町の要介護認定者の状況	6
3 アンケート調査結果の概要	8
第3章 基本理念と目標	40
1 計画の基本理念	40
2 基本目標	40
3 施策の体系	41
第4章 施策の展開	42
基本目標1 高齢者が社会参加し地域に貢献できる仕組みづくり	42
(1) 社会参加活動の促進	42
(2) 生きがい活動への支援	43
基本目標2 高齢者が健康に暮らせる仕組みづくり	44
(1) 健康教育事业	44
(2) 健康相談事業	44
(3) 機能訓練事業	45
(4) 訪問指導事業	45
(5) 健康診査事業	45
(6) 健康増進事業	46
基本目標3 高齢者が自分らしく安心して暮らせる仕組みづくり	48
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	48
(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	49
(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）	53
(4) 任意事業	56
(5) 高齢者の自立生活支援事業	58
(6) 高齢者虐待防止対策	60
(7) 災害対策及び感染症対策	61
(8) 介護保険サービスの質の向上と人材の確保・育成	62
第5章 介護保険サービスの推計と保険料	64
1 将来人口推計	64
2 介護保険の保険料と事業費の算出方法	65
第6章 計画の推進	75
1 計画の推進体制	75
2 計画の達成状況の点検	75
資料編	76

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、平成 12（2000）年度の創設以降、我が国の高齢者を支える支援において、重要な役割を担ってきましたが、全国的な高齢化の進行や介護給付費の増大が課題となっています。

こうした中、市町村の介護保険事業計画は「地域包括ケア計画」として位置づけられ、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年を見据えて地域包括ケアシステムの構築が進められてきました。

そして、この第 9 期計画期間中に、団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）となる令和 7 年を迎えます。さらに、令和 22 年には高齢者人口がピークとなり、85 歳以上人口と要介護認定者が増加する一方で、生産年齢人口（15～64 歳）が急減することが見込まれています。こうした中長期的な状況も見据えながら、地域の人口動態や介護ニーズ等をふまえて、介護サービスの充実を図っていく必要があります。

令和 5 年 6 月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、急速な高齢化にともなう認知症の増加を受け、認知症の方も尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとされています。

こうした状況をふまえながら、草津町（以下、本町という）では、令和 6 年度から令和 8 年度を計画期間とする「第 9 期草津町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、引き続き地域共生社会の考え方に基づきながら、地域包括ケアシステムの深化を通じて、高齢者福祉の総合的な推進を図ります。

2 計画の期間

本計画は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を計画期間とします。

さらに、中期的な視点として、現役世代の減少が顕著になるといわれる令和 22 年も見据え、サービス基盤の整備をはじめとする各種施策の展開を図ります。

R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	----->	R22年度 (2040)
第8期計画			第9期計画(本計画)			次期計画(予定)				
		見直し			見直し			見直し		
※現役世代の減少が顕著になるといわれる令和 22 年を見据える										

3 法令等の根拠と計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定された「市町村老人福祉計画」と介護保険法第 117 条に規定された「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定し、本町の高齢者福祉施策の総合的な指針となる計画です。

また、計画の策定にあたっては、本町の最上位計画である「草津町行政指針」をはじめ、福祉分野を中心とした関連計画との整合性を図ります。さらに、群馬県が定める「群馬県高齢者保健福祉計画」「群馬県保健医療計画」とも整合を図ります。

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査の実施により、高齢者や介護者の状況を把握するとともに、草津町介護保険運営審議会を通じて町内の保健・医療・福祉関係者等から意見を聴取します。

5 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定めるものです。本計画においては、これまでと同様に本町全体を 1 圏域として日常生活圏域を設定します。

6 第9期計画のポイント

(1)介護サービス基盤の計画的な整備

- ・ 地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な確保
- ・ 医療・介護の連携強化、体制確保
- ・ 地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- ・ 様々な介護ニーズに対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備の推進
- ・ 地域密着型サービスの更なる普及

(2)地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

- ・ 総合事業の充実化
- ・ 地域リハビリテーション支援体制の構築
- ・ ヤングケアラーを含む家族介護者支援の取り組み
- ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備
- ・ 障害者福祉や児童福祉等、他分野との連携促進
- ・ 認知症施策の推進
- ・ 高齢者の虐待防止の推進
- ・ 介護現場の安全性確保とリスクマネジメントの推進
- ・ 住まいと生活の一体的支援
- ・ 介護事業所間、介護・医療間での情報基盤の整備
- ・ 地域包括ケアシステムの推進
- ・ 保険者機能強化に向けた評価指標の見直し
- ・ 給付適正化事業の重点化・内容の充実・見える化

(3)地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性の向上

- ・ ケアマネジメントの質の向上と人材確保
- ・ 働きやすい職場づくりに向けた取り組みの推進
- ・ 資格取得支援に向けた学習環境の整備
- ・ 介護現場の生産性向上に資する総合的な支援の推進
- ・ 介護関連事業に係る経営の協働化・大規模化による人材・資源の有効活用
- ・ 文書負担軽減に向けた取り組みの推進
- ・ 財務状況等の見える化
- ・ 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

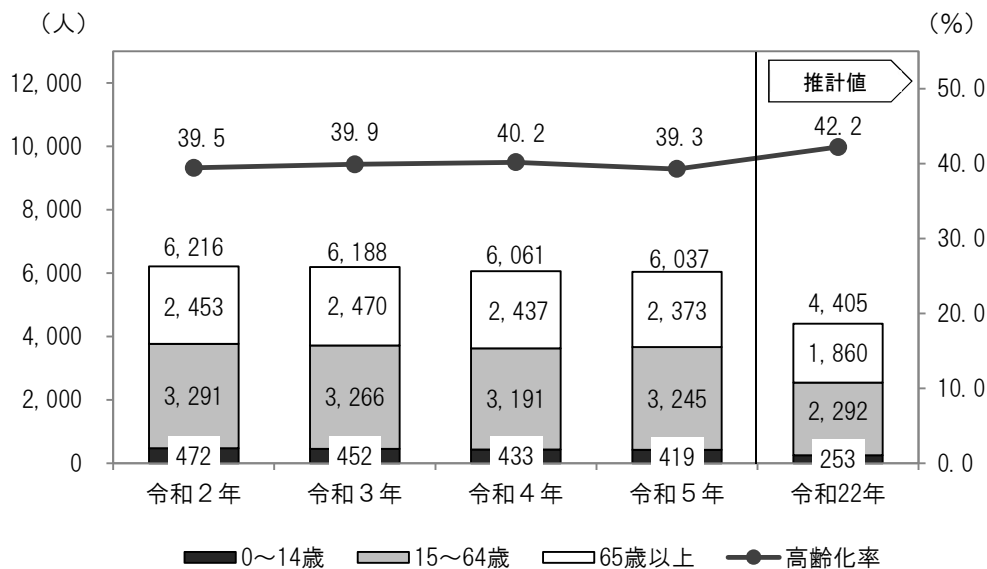
1 草津町の人口の状況

(1) 総人口の推移

本町の総人口は年々緩やかに減少しており、令和5年では6,037人、高齢化率は39.3%となっています。

長期的な推計をみると、現役世代の減少が顕著となる令和22年には、高齢化率は42.2%となっています。

■ 総人口の推移



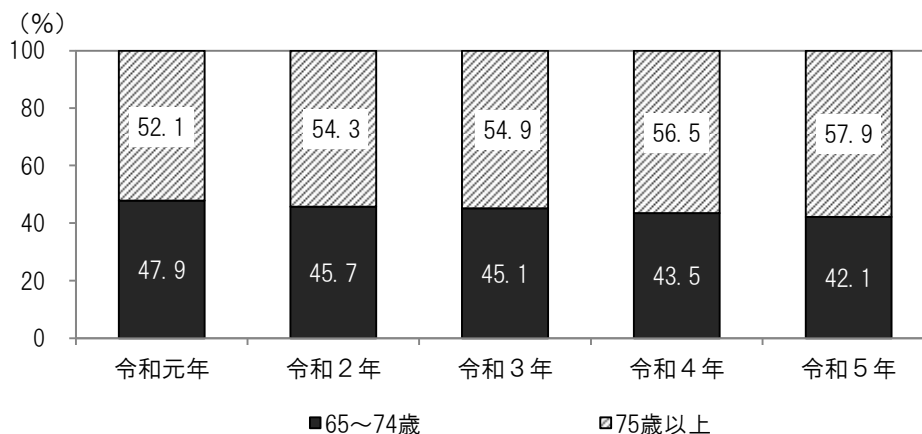
資料：住民基本台帳（各年10月1日）

令和22年は推計値

(2) 高齢者人口の割合

本町の高齢者人口の割合は、後期高齢者（75 歳以上）人口が増加の傾向で推移しており、令和 5 年では 57.9%となっています。

■ 高齢者人口の割合



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

(3) 65 歳以上高齢者のいる世帯数

本町の令和 2 年の総世帯のうち、65 歳以上高齢者のいる世帯は全体の 48.7%、高齢者夫婦世帯は全体の 12.4%、高齢者単身世帯は 19.1%と、平成 27（2015）年と比べていずれも増加しています。また、65 歳以上高齢者のいる世帯の割合は、いずれも群馬県と比べて高くなっており、特に高齢者単身世帯の割合の差が大きくなっています。

■ 草津町の高齢者世帯の状況

	群馬県		草津町			
	令和2年 (2020年)		平成27年 (2015年)		令和2年 (2020年)	
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
総世帯	803,215	100.0	3,269	100.0	3,220	100.0
65歳以上高齢者のいる世帯	359,309	44.7	1,610	49.3	1,568	48.7
高齢者夫婦世帯(A)	92,979	11.6	397	12.1	399	12.4
高齢者単身世帯(B)	93,993	11.7	606	18.5	615	19.1
(A, B)以外の世帯	172,337	21.5	607	18.6	554	17.2

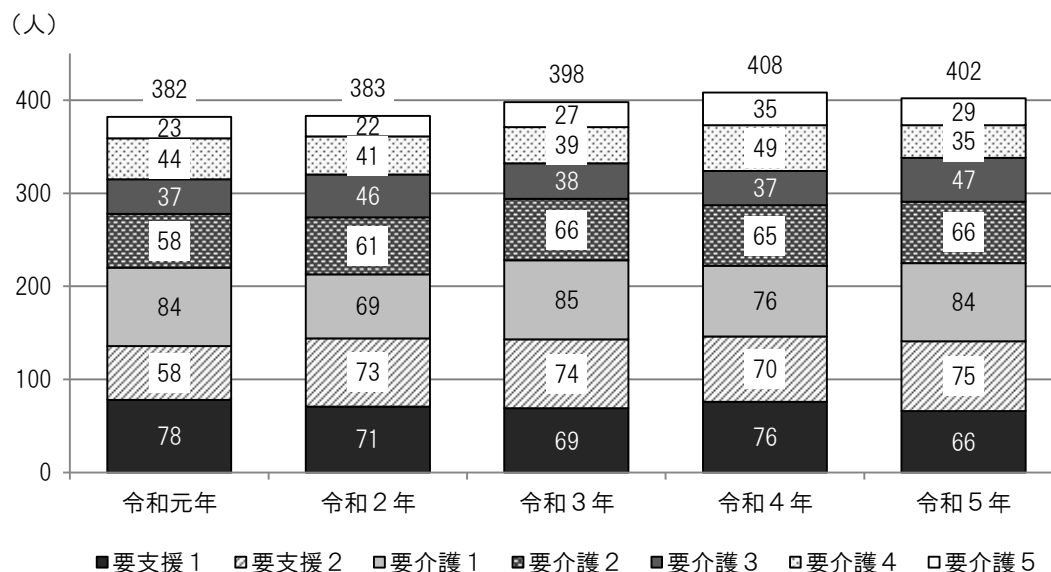
資料：国勢調査

2 草津町の要介護認定者の状況

(1) 要介護認定者数の推移

本町の要介護認定者数は令和4年まで増加傾向でしたが、令和5年で若干の減少となり、令和5年3月末現在で402人となっています。

■ 要介護認定者数の推移

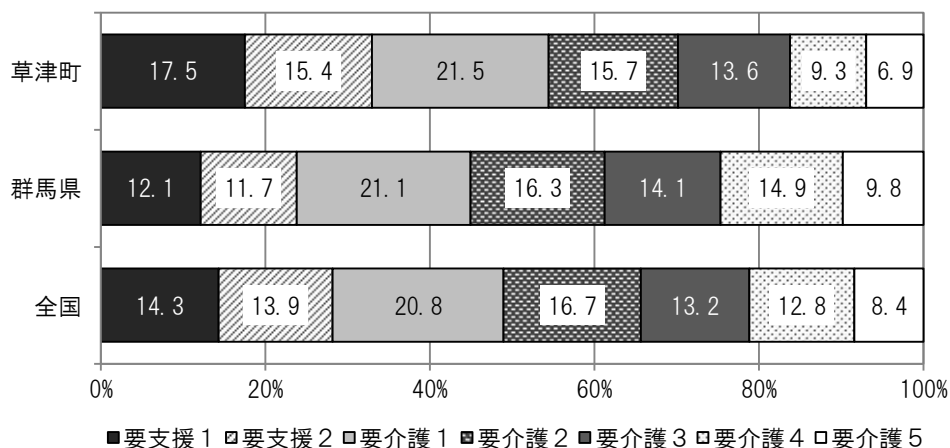


資料：介護保険事業状況報告（各年3月末）

(2) 要介護度別の割合

令和5年時点の要介護認定者の要介護度別割合は、全国、群馬県と比べて要支援1、要支援2の割合が高く、要介護4、5の割合は低くなっています。

■ 要介護認定者の要介護度別割合の比較（全国・県）

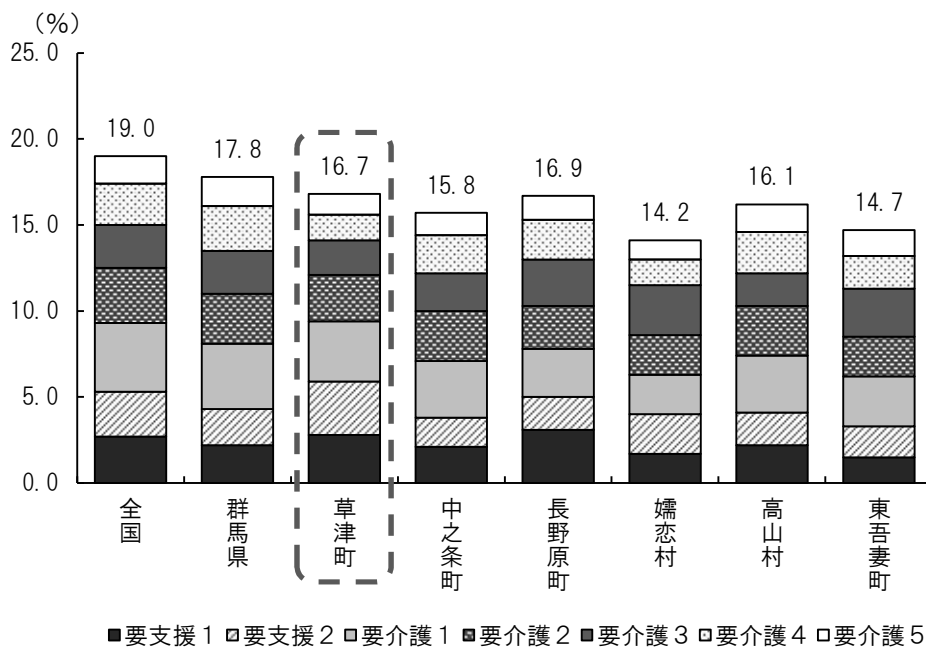


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（令和5年8月末時点）

(3)要支援・要介護認定率

本町の調整済み認定率は16.7%となっており、全国、群馬県より低くなっています。吾妻郡内と比較すると、2番目に高くなっています。

■調整済み認定率の比較（全国・県・吾妻郡）



資料：介護保険事業状況報告（令和4年）

3 アンケート調査結果の概要

本町の高齢者及び要介護認定者等の実態を把握し、本計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【調査概要】

- ・調査地域：草津町全域
- ・調査対象者：65歳以上の方（要介護認定1～5を受けている方を除く）
- ・調査期間：令和5年6月上旬
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式

【回収結果】

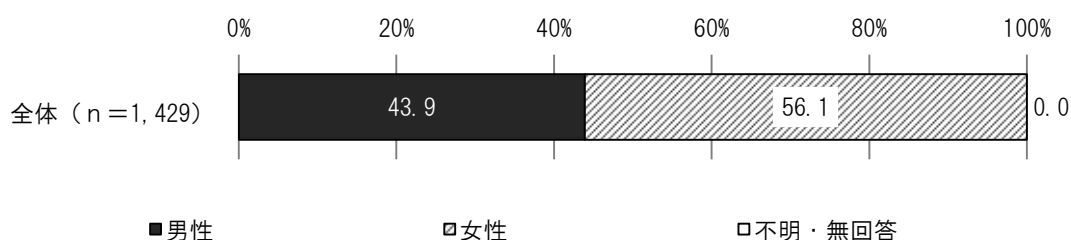
配布数	有効回収数	有効回収率
2,071 件	1,434 件	69.2%

※個人情報の取り扱い及び活用目的に同意した方を有効回収数としています。

【調査結果概要】

① 性別（単数回答）

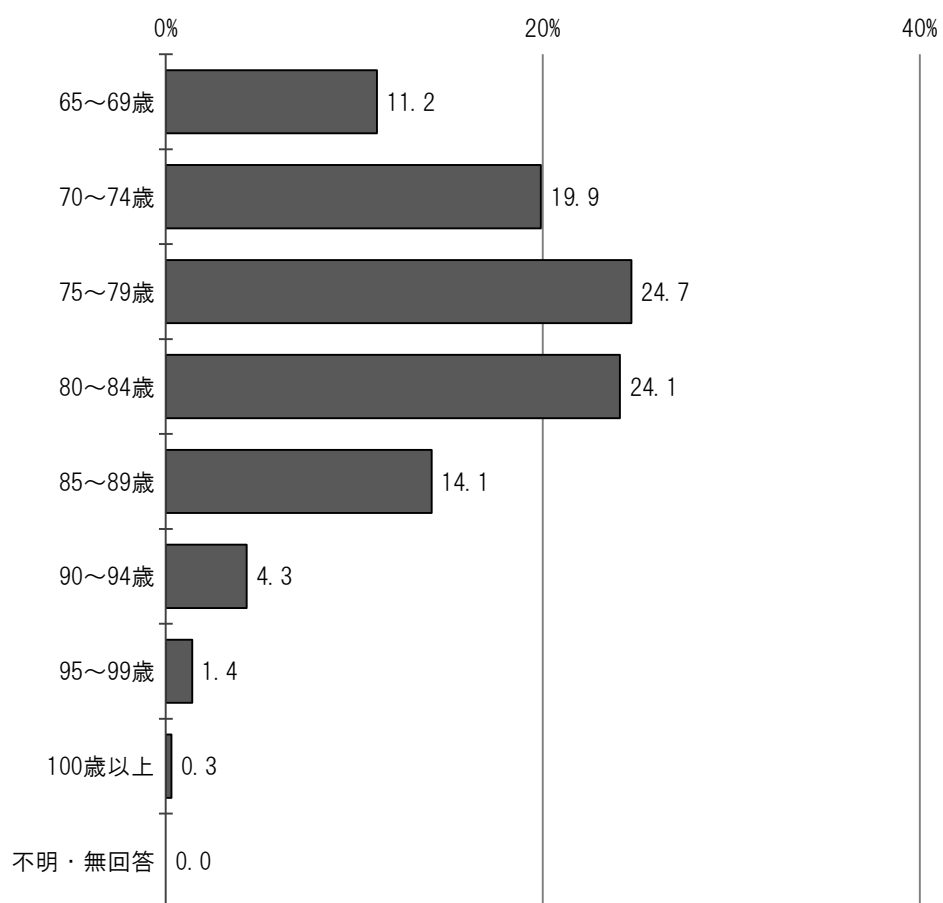
性別についてみると、「女性」が56.1%と多く、次いで「男性」が43.9%となっています。



②年齢（数量回答）

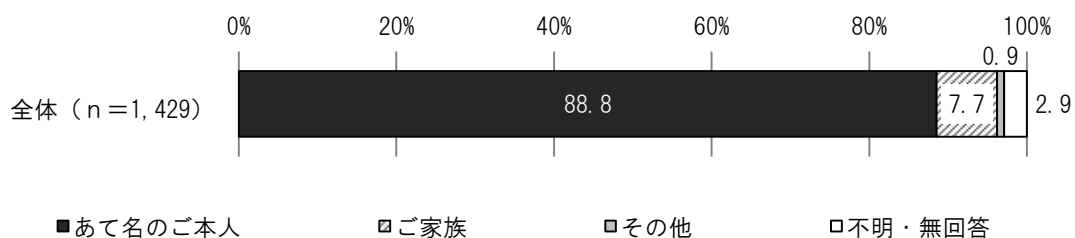
年齢についてみると、「75～79 歳」が 24.7%と最も多く、次いで「80～84 歳」が 24.1%、「70～74 歳」が 19.9%となっています。

n=1,429



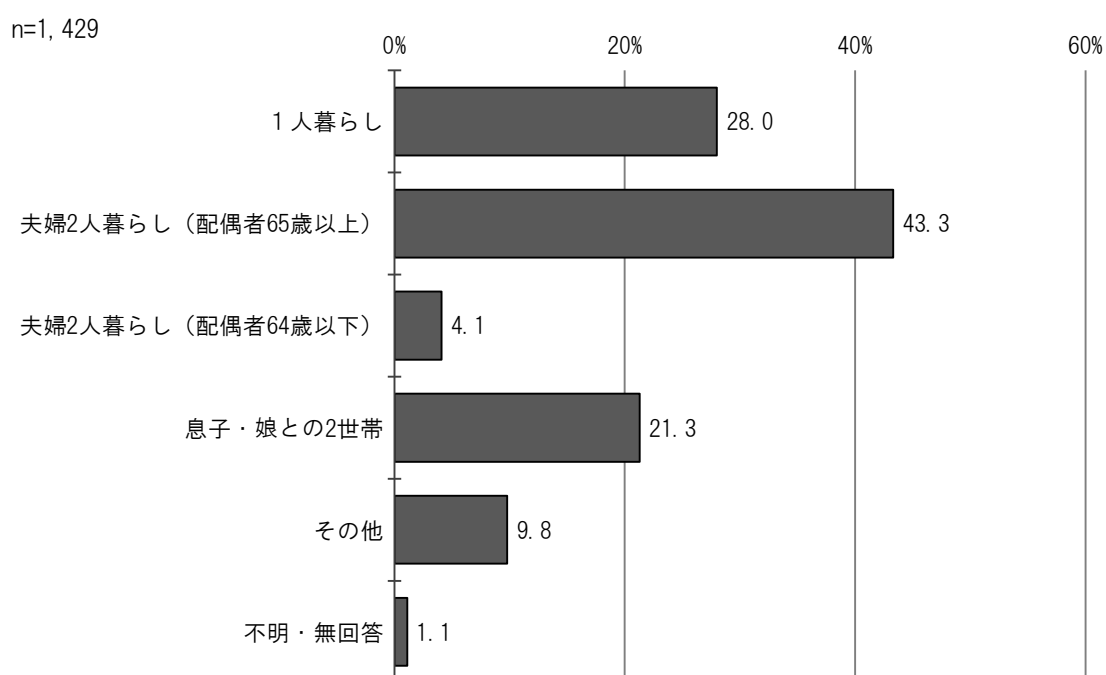
③ 調査票の記入者（単数回答）

アンケート記入者についてみると、「あて名のご本人」が88.8%と最も多く、次いで「ご家族」が7.7%、「その他」が0.9%となっています。



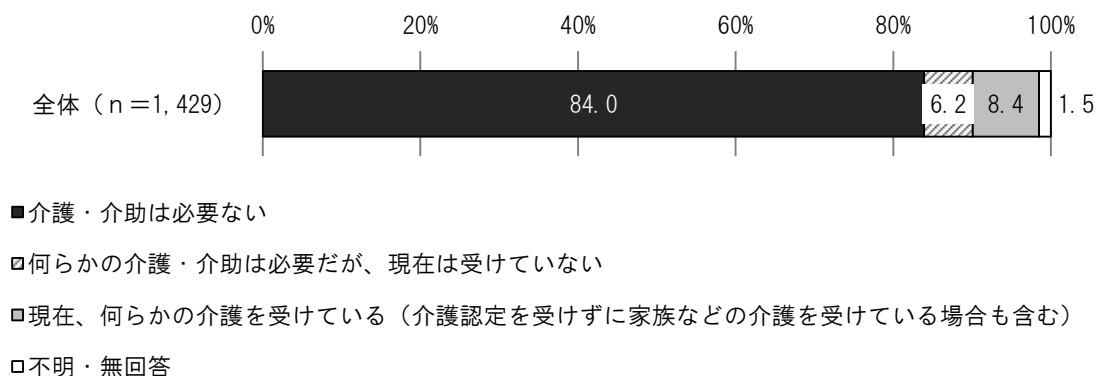
④ 家族構成（単数回答）

家族構成についてみると、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が43.3%と最も多く、次いで「1人暮らし」が28.0%、「息子・娘との2世帯」が21.3%となっています。



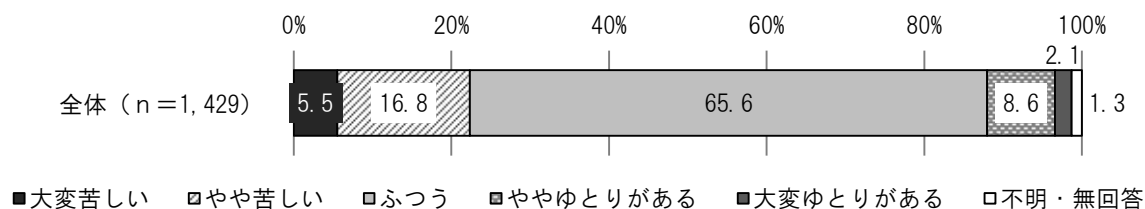
⑤ あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか（単数回答）

普段の生活でどなたかの介護・介助が必要かについてみると、「介護・介助は必要ない」が84.0%と最も多く、次いで「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族等の介護を受けている場合も含む）」が8.4%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が6.2%となっています。



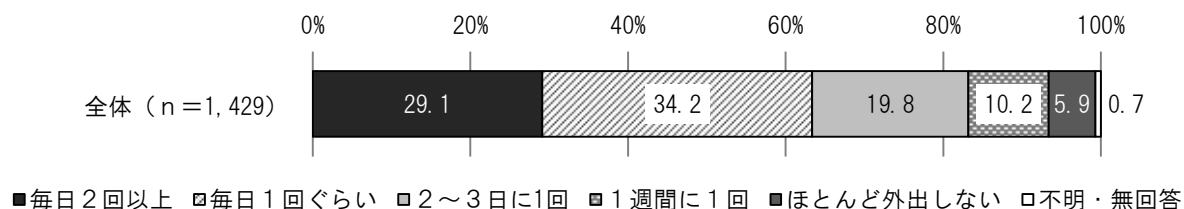
⑥ 経済的にみた現在の暮らしの状況（単数回答）

現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じるかについてみると、「ふつう」が65.6%と最も多く、次いで「やや苦しい」が16.8%、「ややゆとりがある」が8.6%となっています。



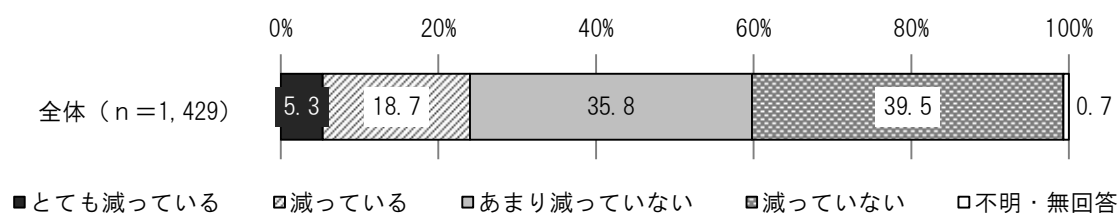
⑦ 外出頻度（仕事・買い物・散歩・通院・社会活動等）（単数回答）

外出する頻度についてみると、「毎日1回ぐらい」が34.2%と最も多く、次いで「毎日2回以上」が29.1%、「2～3日に1回」が19.8%となっています。



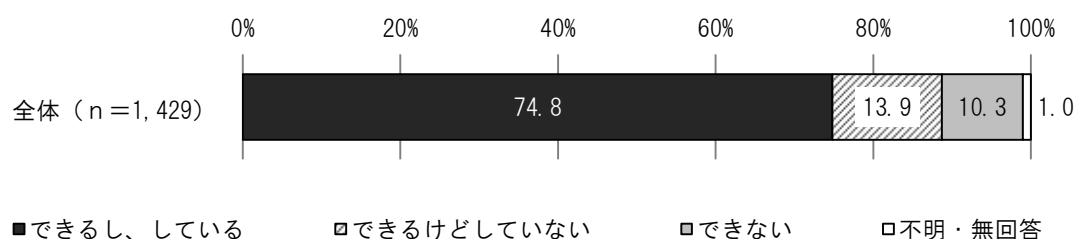
⑧ 昨年と比べて外出の回数が減っているか（単数回答）

昨年と比べて外出の回数が減っているかについてみると、「減っていない」が39.5%と最も多く、次いで「あまり減っていない」が35.8%、「減っている」が18.7%となっています。



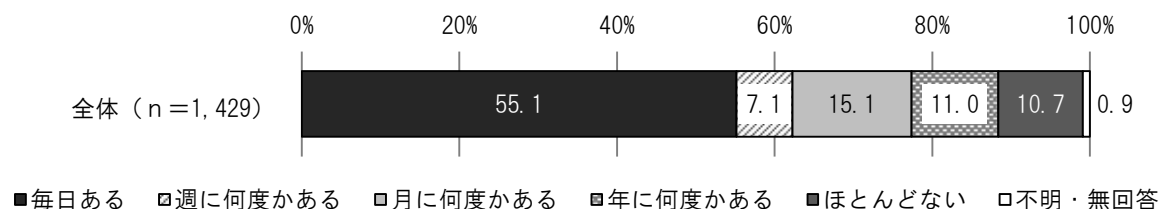
⑨ バスや電車を使って1人で外出できるか。（自家用車含む）（単数回答）

バスや電車を使って1人で外出しているか（自家用車でも可）についてみると、「できるし、している」が74.8%と最も多く、次いで「できるけどしていない」が13.9%、「できない」が10.3%となっています。



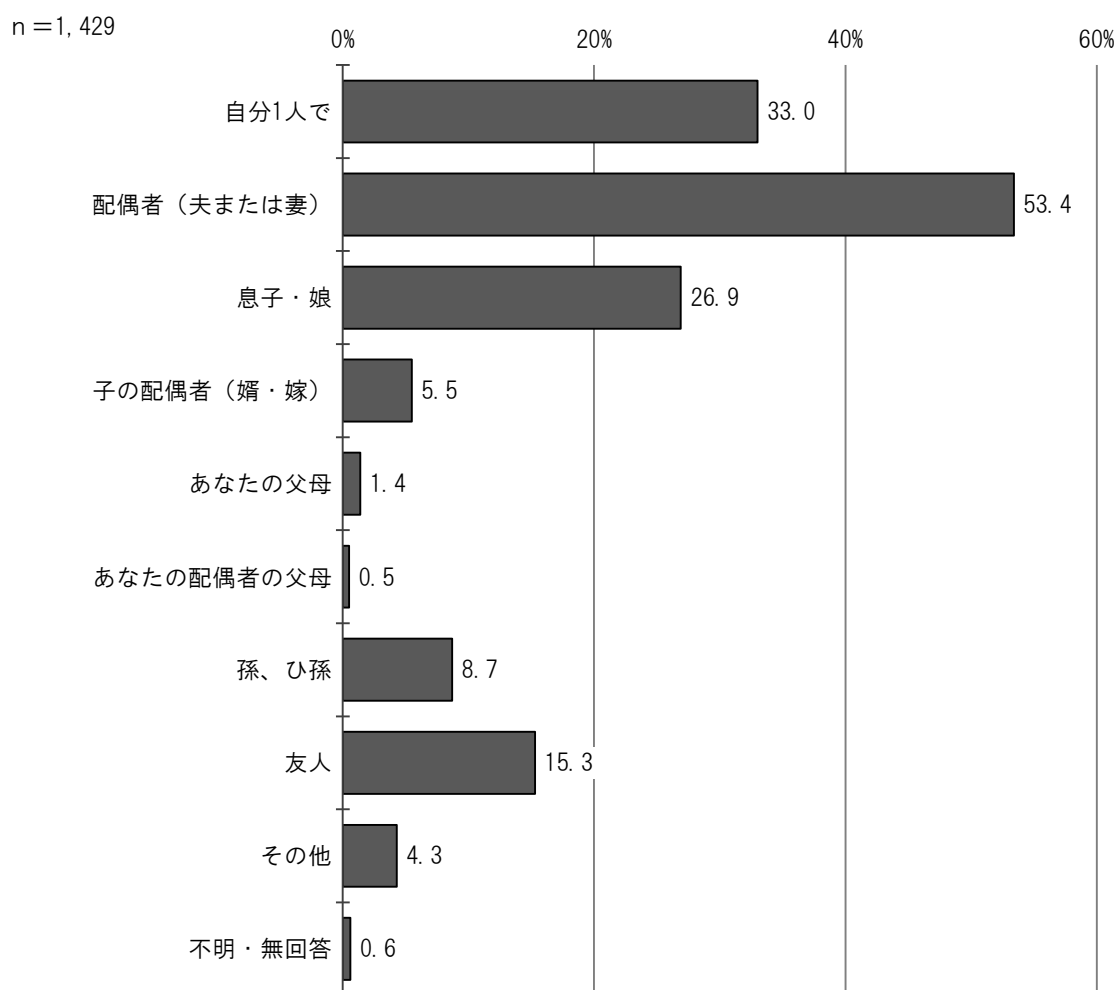
⑩ どなたかと食事をとる機会（単数回答）

どなたかと食事をとる機会についてみると、「毎日ある」が55.1%と最も多く、次いで「月に何度かある」が15.1%、「年に何度かある」が11.0%となっています。



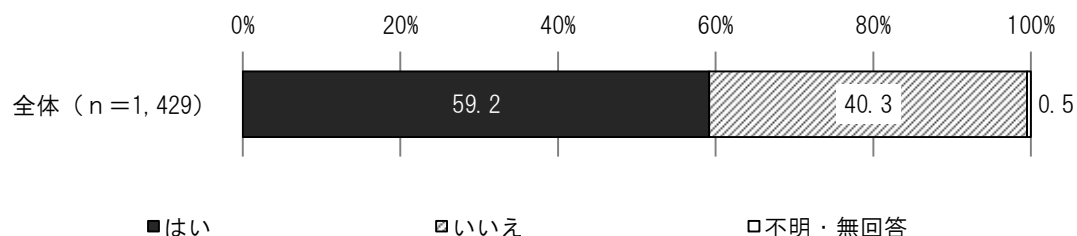
⑪ おもに誰と食事をとるか（複数回答）

おもに誰と食事をとるかについてみると、「配偶者（夫または妻）」が53.4%と最も多く、次いで「自分1人で」が33.0%、「息子・娘」が26.9%となっています。



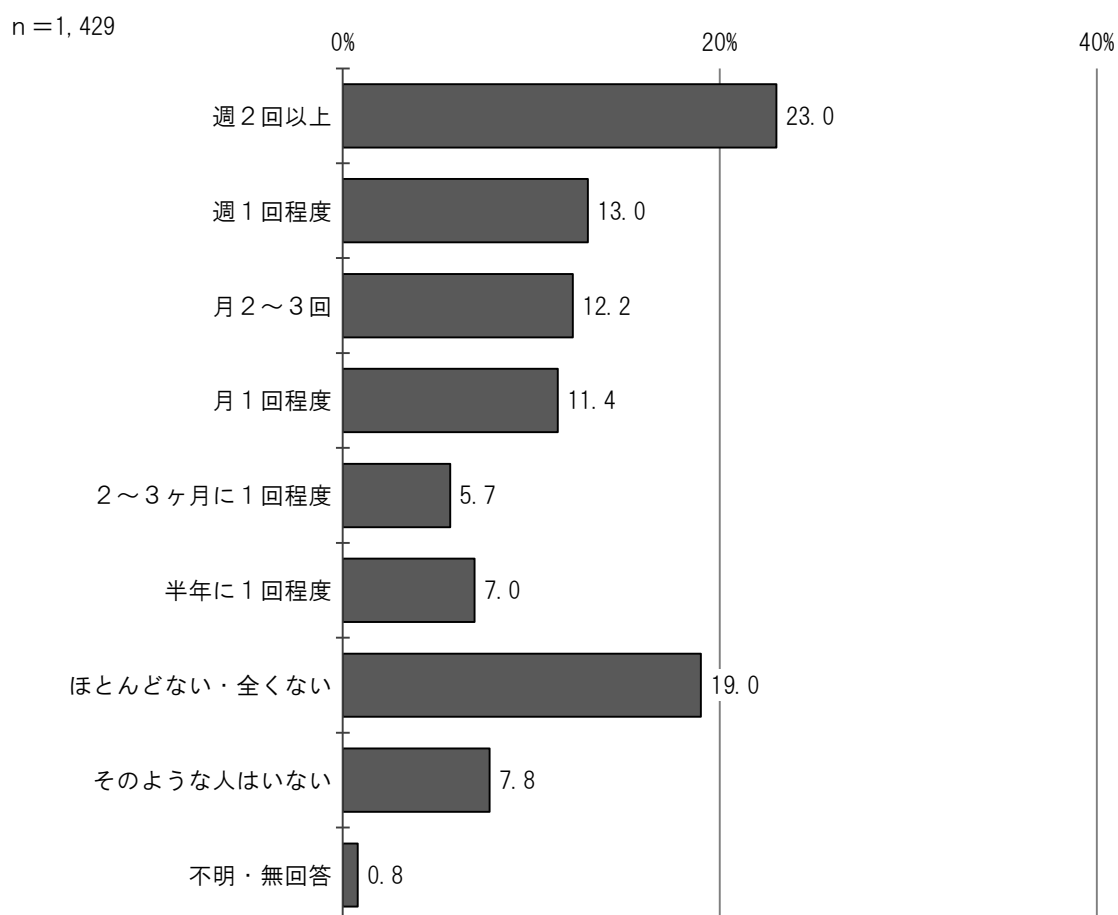
⑫ 友達の家を訪ねることがあるか（単数回答）

友達の家を訪ねることがあるかについてみると、「はい」が 59.2%と多く、次いで「いいえ」が 40.3%となっています。



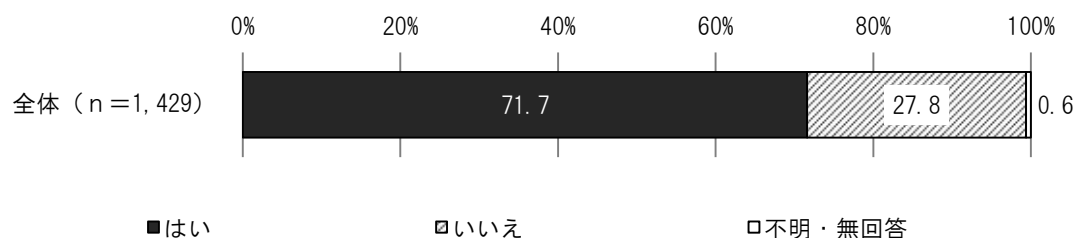
⑬ 友人や近所の方と会ったり、一緒に出かけたりする頻度（複数回答）

友人や近所の方と会ったり、一緒に出かける頻度についてみると、「週 2 回以上」が 23.0%と最も多く、次いで「ほとんどない・全くない」が 19.0%、「週 1 回程度」が 13.0%となっています。



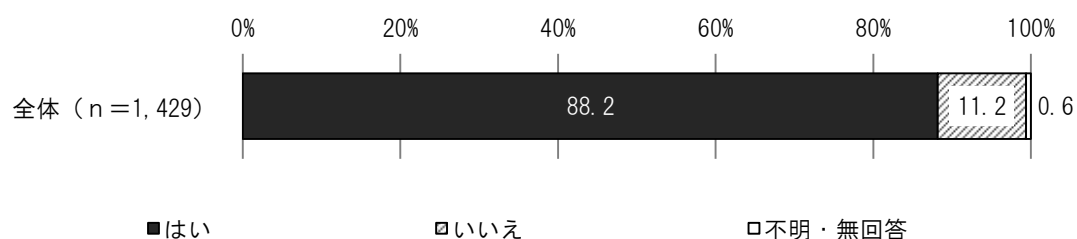
⑭ 家族や友達の相談にのることがあるか（単数回答）

家族や友達の相談にのることがあるかについてみると、「はい」が 71.7%と多く、次いで「いいえ」が 27.8%となっています。



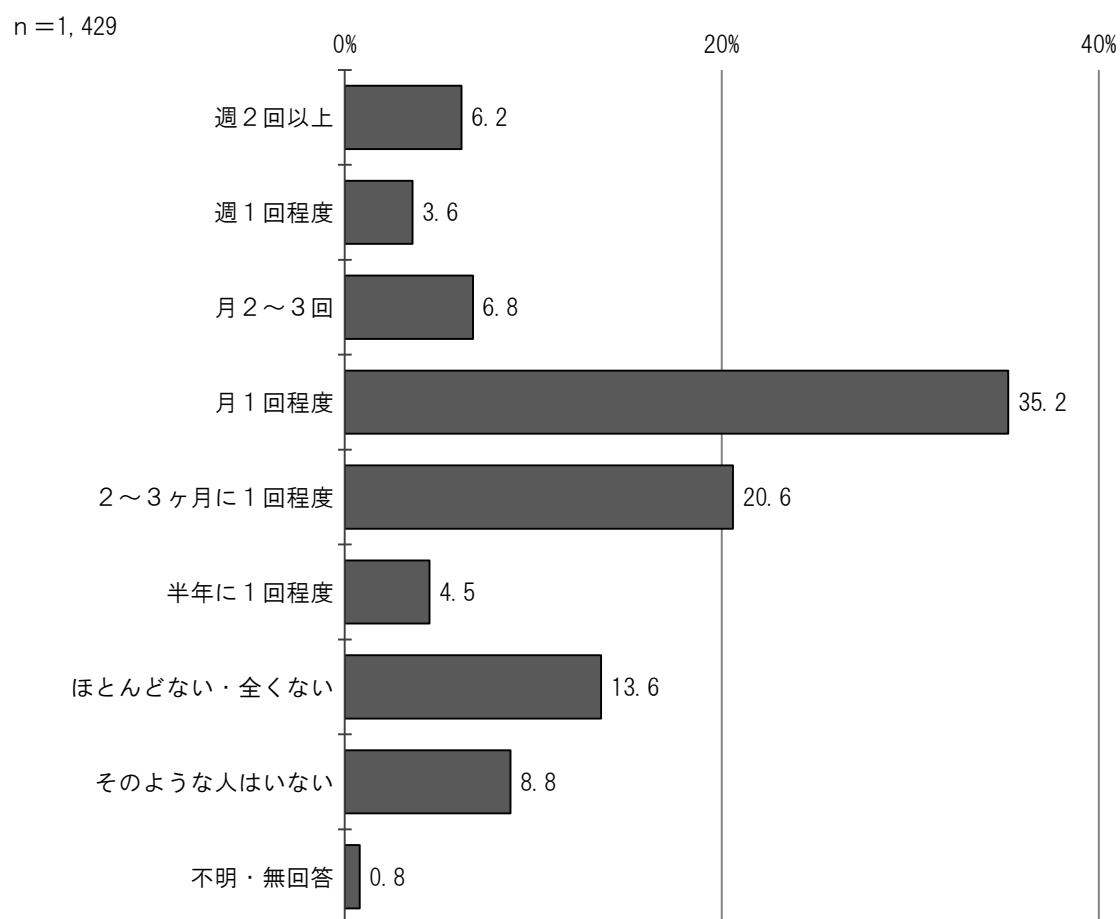
⑮ 健康についての記事や番組に関心があるか（単数回答）

健康についての記事や番組に関心があるかについてみると、「はい」が 88.2%と多く、次いで「いいえ」が 11.2%となっています。



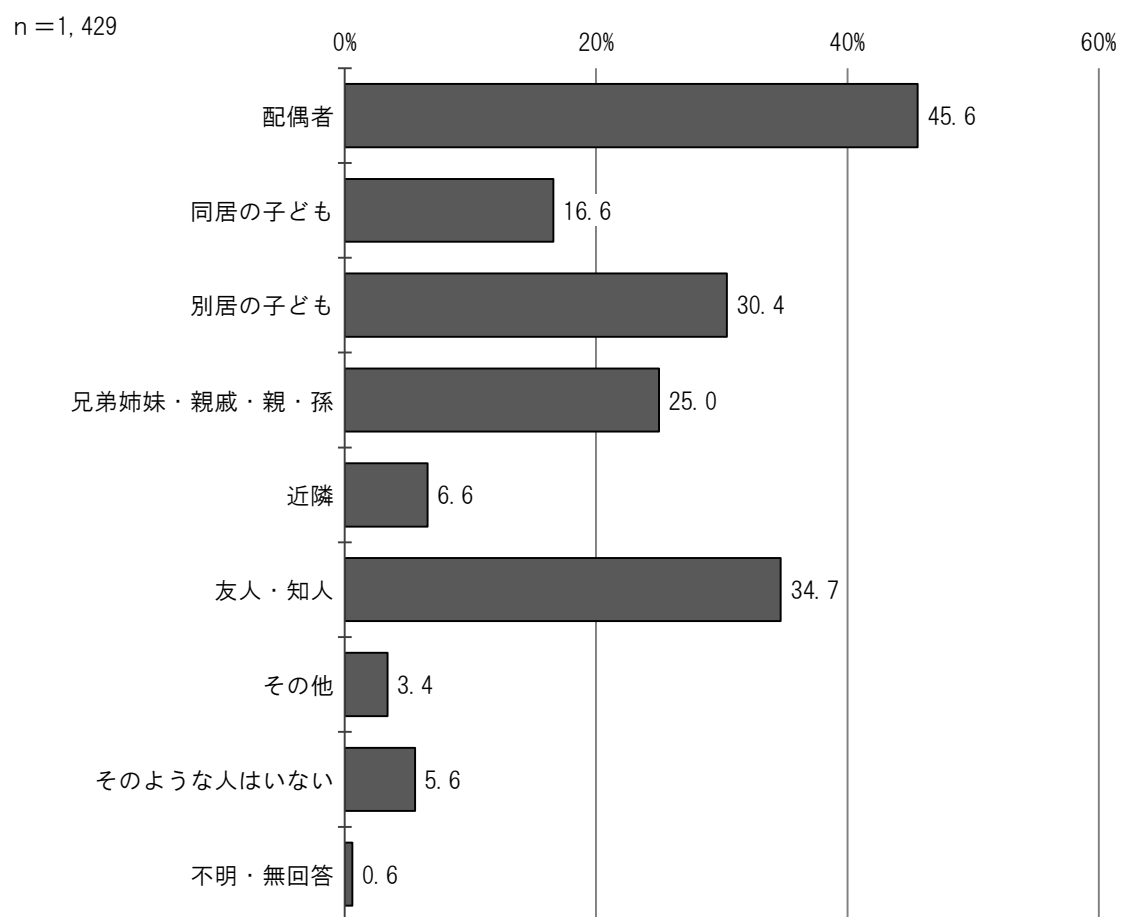
⑩ かかりつけ医や介護スタッフ等の保健・医療・福祉の専門家と会話をする頻度（複数回答）

かかりつけ医や介護スタッフ等の保健・医療・福祉の専門家と会話をする頻度についてみると、「月 1 回程度」が 35.2%と最も多く、次いで「2～3 ヶ月に 1 回程度」が 20.6%、「ほとんどない・全くない」が 13.6%となっています。



⑪ 心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人（複数回答）

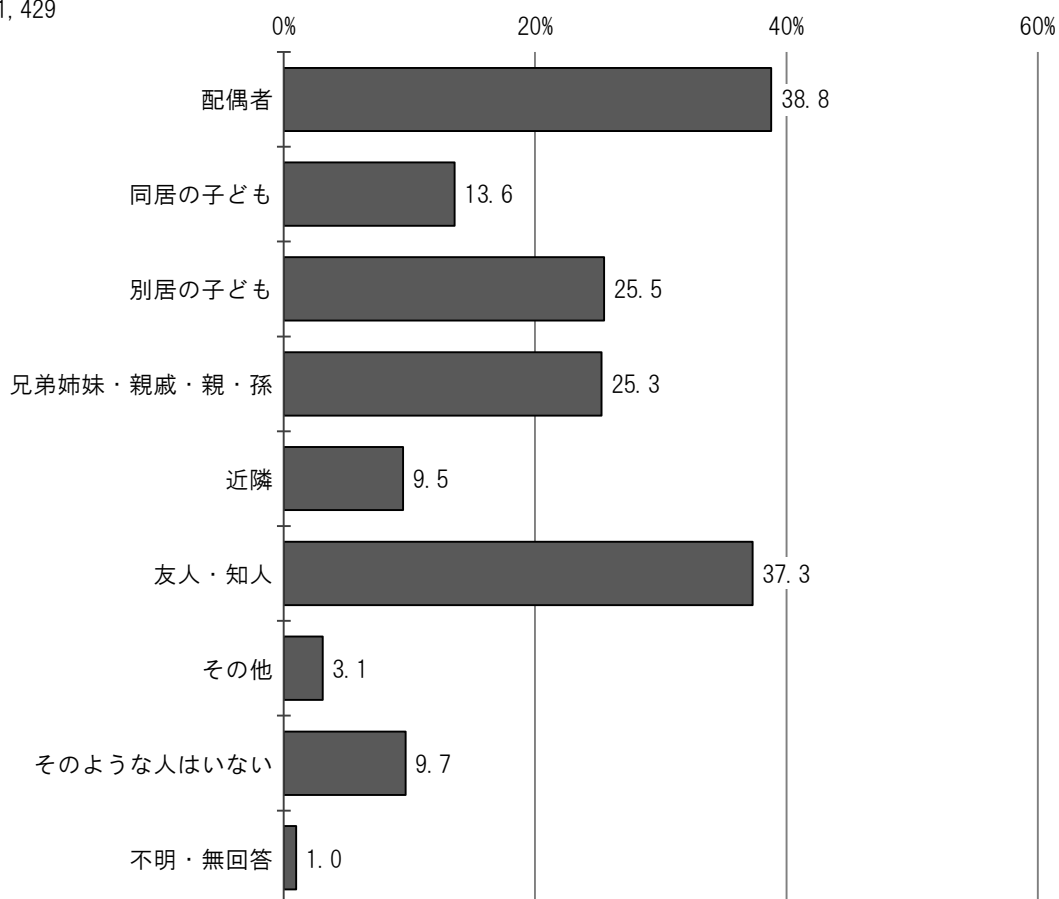
心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人についてみると、「配偶者」が45.6%と最も多く、次いで「友人・知人」が34.7%、「別居の子ども」が30.4%となっています。



⑩ 心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人（複数回答）

反対に、あなたが心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人（ぐち）を聞いてあげる人についてみると、「配偶者」が38.8%と最も多く、次いで「友人・知人」が37.3%、「別居の子ども」が25.5%となっています。

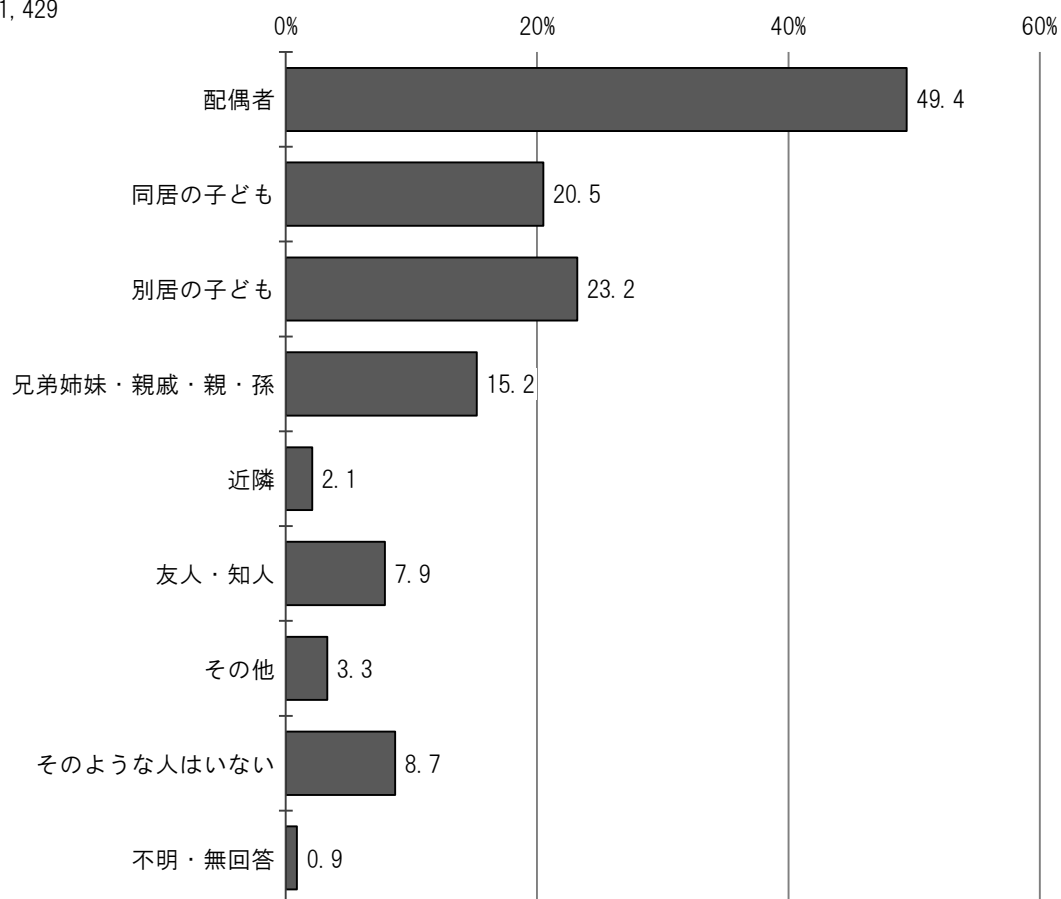
n = 1,429



⑱ あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人（複数回答）

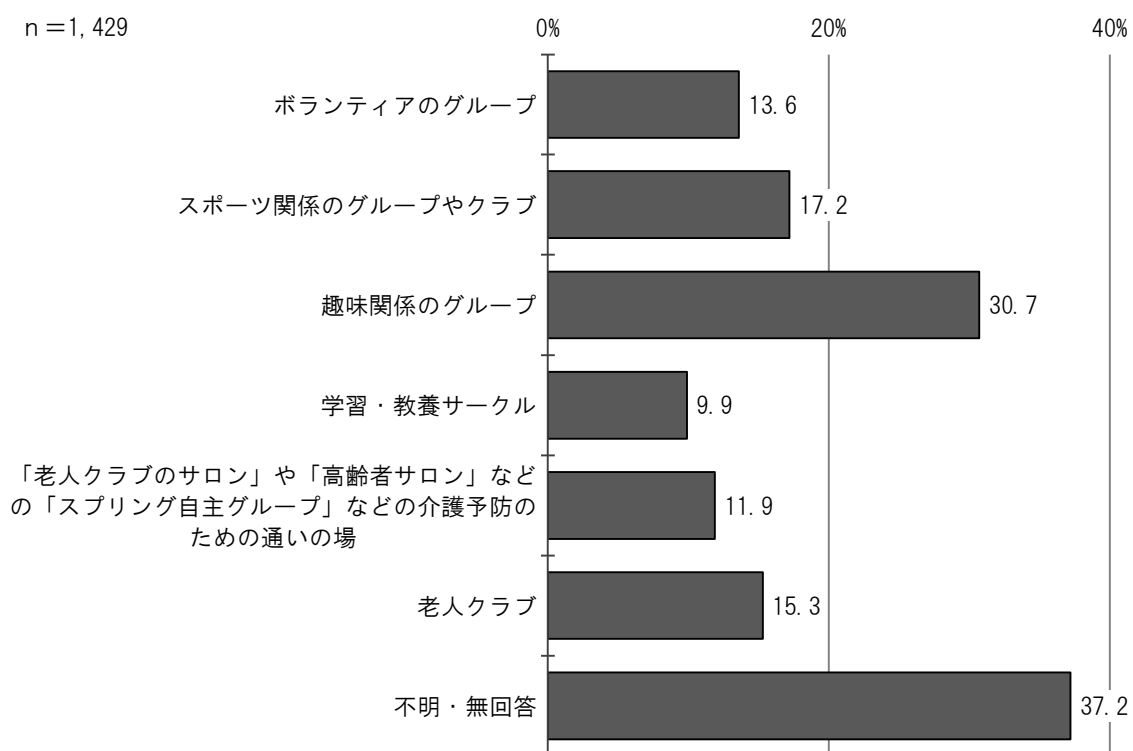
病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人についてみると、「配偶者」が49.4%と最も多く、次いで「別居の子ども」が23.2%、「同居の子ども」が20.5%となっています。

n = 1,429



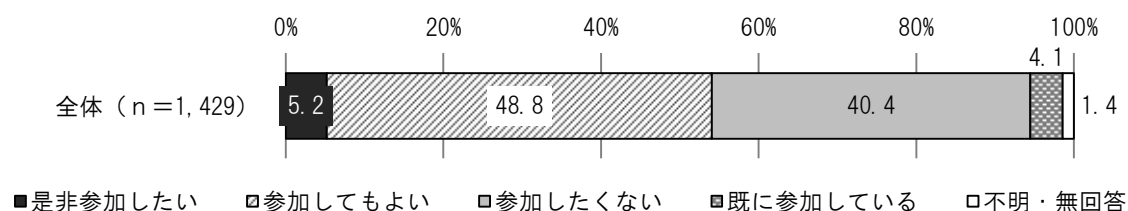
㊫ 今後参加してみたい活動（現在参加している活動の継続含む）（単数回答）

今後参加してみたい、あるいは現在も参加しており今後も継続的に参加したいと思う活動についてみると、「趣味関係のグループ」が30.7%と最も多く、次いで「スポーツ関係のグループやクラブ」が17.2%、「老人クラブ」が15.3%となっています。



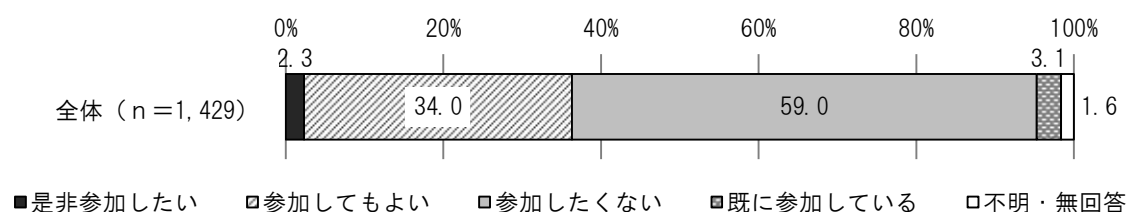
②① 地域住民の健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加（単数回答）

地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向についてみると、「参加してもよい」が48.8%と最も多く、次いで「参加したくない」が40.4%、「是非参加したい」が5.2%となっています。



②② 地域住民の健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加（企画運営として）（単数回答）

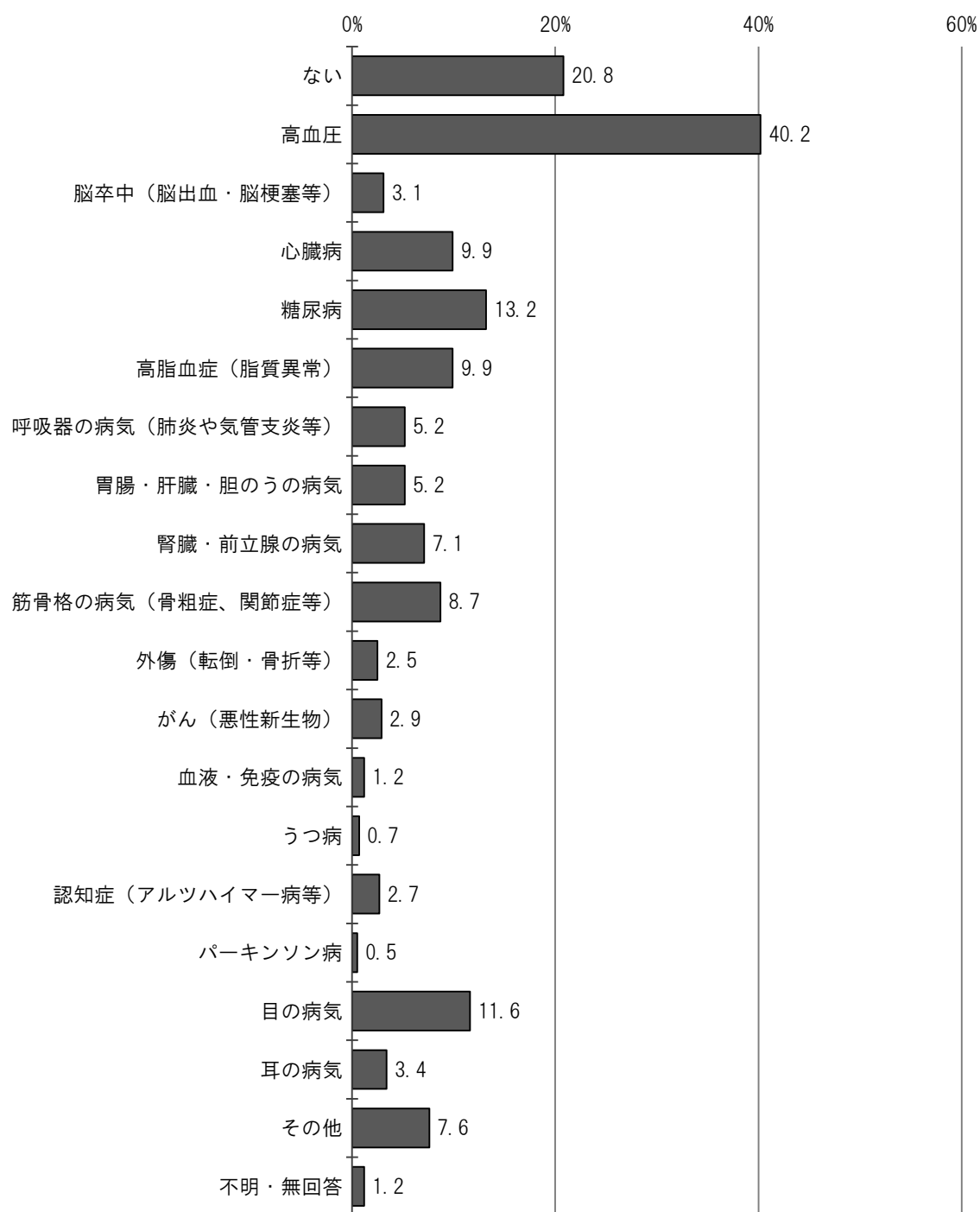
地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動における企画・運営（お世話役）としての参加意向についてみると、「参加したくない」が59.0%と最も多く、次いで「参加してもよい」が34.0%、「既に参加している」が3.1%となっています。



㊸ 現在治療中、または後遺症のある病気（複数回答）

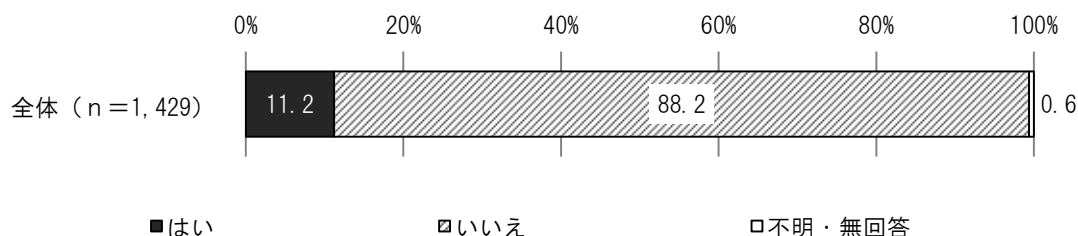
現在治療中、または後遺症のある病気についてみると、「高血圧」が40.2%と最も多く、次いで「ない」が20.8%、「糖尿病」が13.2%となっています。

n = 1,429



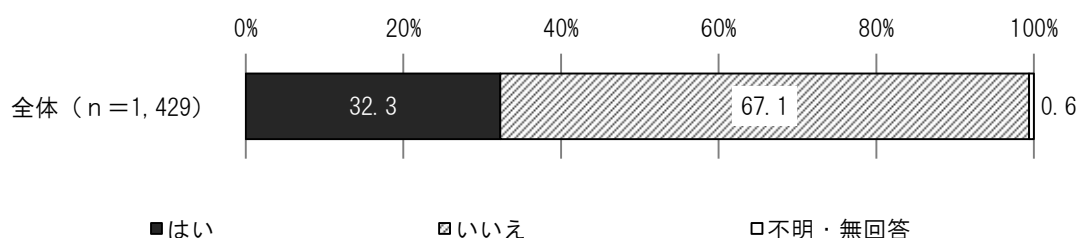
②④ 認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるか（単数回答）

認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるかについてみると、「いいえ」が88.2%と多く、次いで「はい」が11.2%となっています。



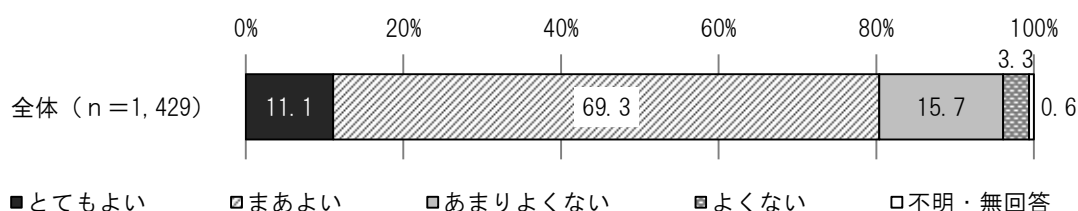
②⑤ 認知症に関する相談窓口を知っているか（単数回答）

認知症に関する相談窓口を知っているかについてみると、「いいえ」が67.1%と多く、次いで「はい」が32.3%となっています。



②⑥ 現在の健康状態（単数回答）

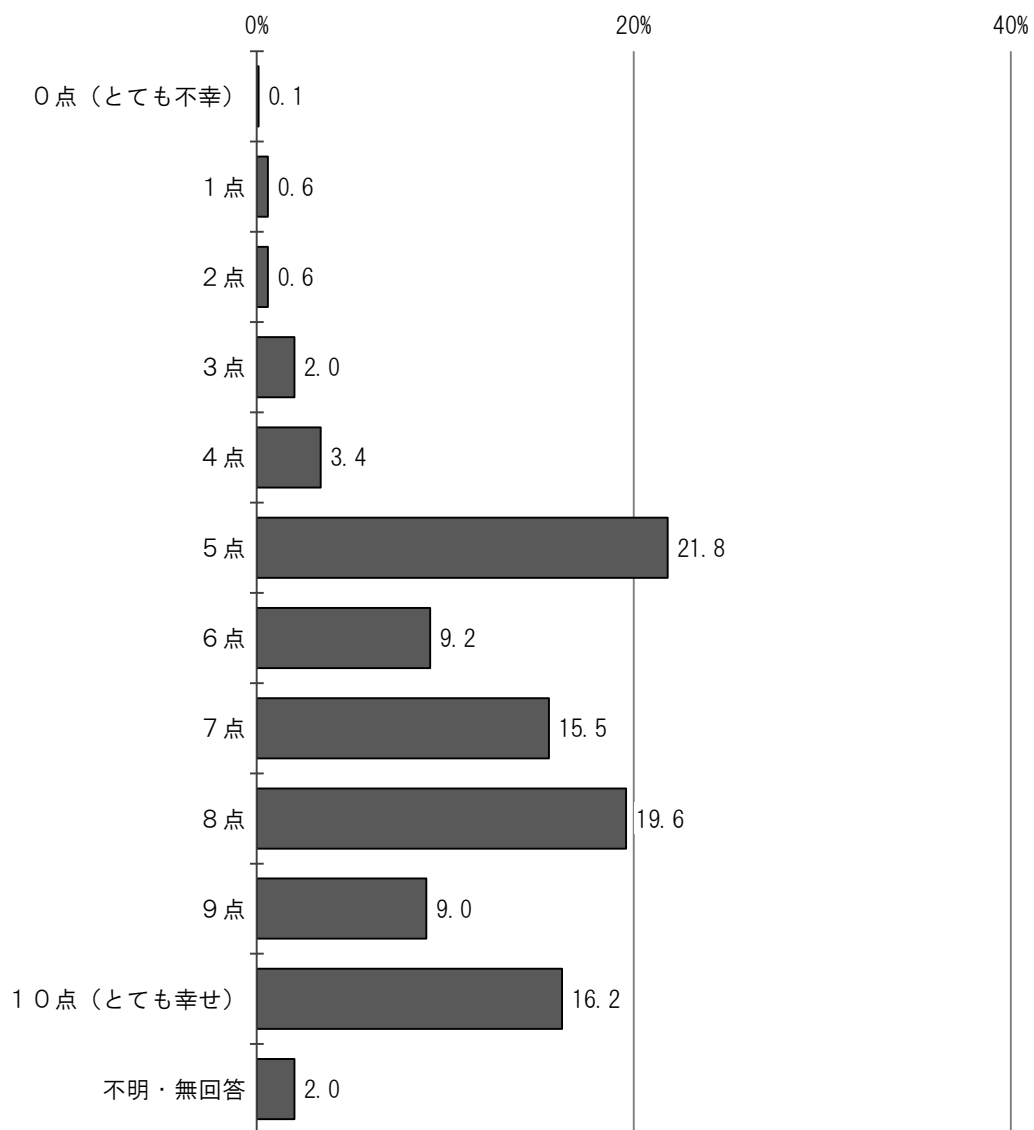
現在の健康状態についてみると、「まあよい」が69.3%と最も多く、次いで「あまりよくない」が15.7%、「とてもよい」が11.1%となっています。



㉗ 幸福度（単数回答）

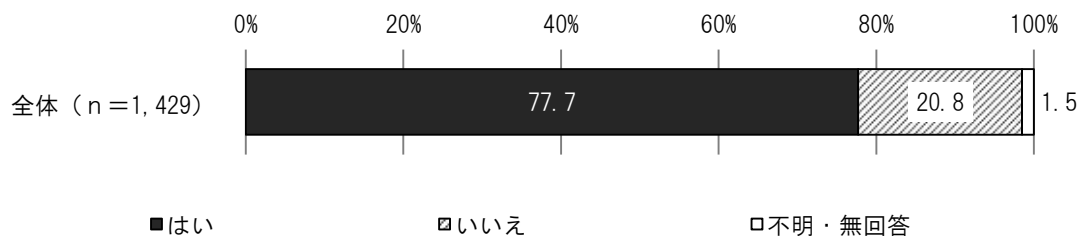
現在どの程度幸せかについてみると、「5点」が21.8%と最も多く、次いで「8点」が19.6%、「10点（とても幸せ）」が16.2%となっています。

n = 1,429



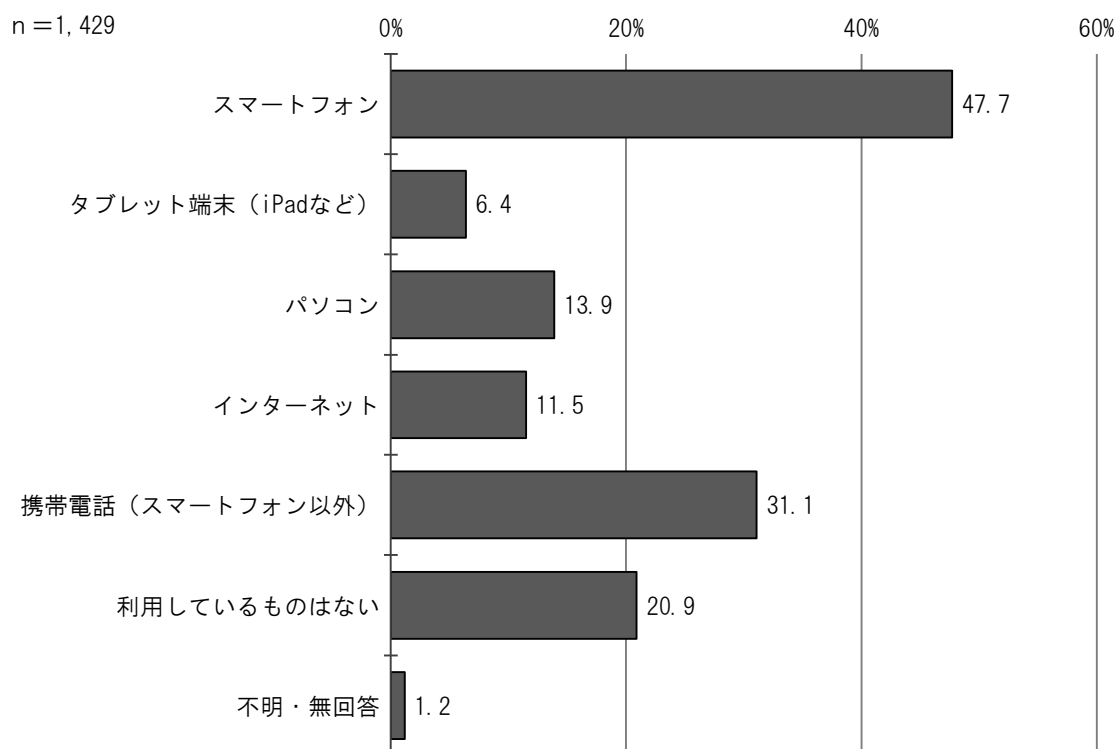
㊸ 自分の生活に満足しているか（単数回答）

自分の生活に満足しているかについてみると、「はい」が77.7%と最も多く、次いで「いいえ」が20.8%となっています。



㊹ 普段(週に1回以上)利用している端末等（複数回答）

普段(週に1回以上)利用しているものについてみると、「スマートフォン」が47.7%と最も多く、次いで「携帯電話（スマートフォン以外）」が31.1%、「利用しているものはない」が20.9%となっています。



【生活機能評価の分析】

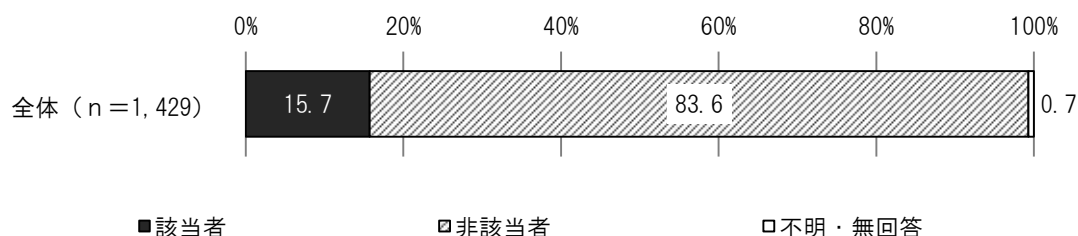
■要支援リスク判定

判定項目および判定方法

項目	判定の基となる設問	
運動器機能の低下	設問 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
	設問 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	
	設問 15分位続けて歩いていますか	
	設問 過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない
	設問 転倒に対する不安は大きいですか	1. とても不安である 2. やや不安である 3. あまり不安でない 4. 不安でない
	該当する選択肢（網掛けの箇所）が3問以上回答された場合リスクあり	
転倒リスク	設問 過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない
	該当する選択肢（網掛けの箇所）が回答された場合リスクあり	
閉じこもり傾向	設問 週に1回以上は外出していますか	1. ほとんど外出しない 2. 週1回 3. 週2～4回 4. 週5回以上
	該当する選択肢（網掛けの箇所）が回答された場合リスクあり	
栄養	設問 身長・体重はいくつですか	BMI 18.5未満
	設問 6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか。	1. はい 2. いいえ
口腔機能の低下	設問 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	
	設問 お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい 2. いいえ
	設問 口の渇きが気になりますか	
	該当する選択肢（網掛けの箇所）が2問以上回答された場合リスクあり	
認知機能の低下	設問 物忘れが多いと感じますか	1. はい 2. いいえ
	該当する選択肢（網掛けの箇所）が回答された場合リスクあり	
うつ傾向	設問 この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	
	設問 この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	1. はい 2. いいえ
	該当する選択肢（網掛けの箇所）が1問以上回答された場合リスクあり	

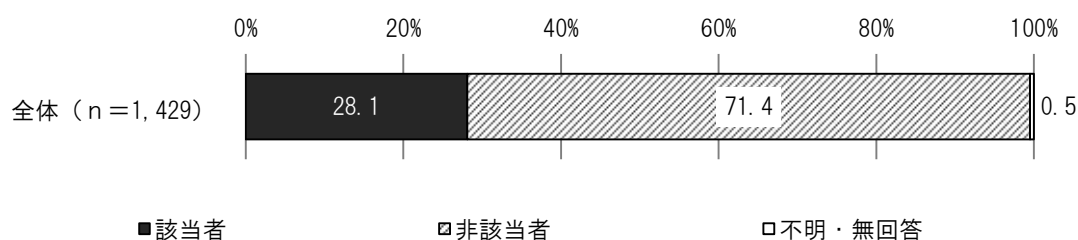
【ニーズ調査判定】 運動器機能の低下（単数回答）

運動器機能の低下についてみると、「非該当者」が 83.6%と多く、次いで「該当者」が 15.7%となっています。



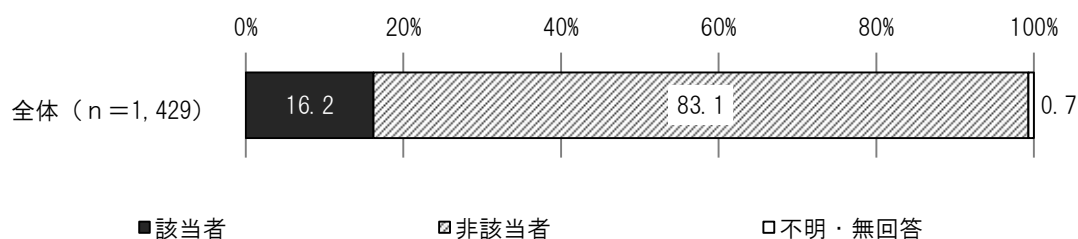
【ニーズ調査判定】 転倒リスク（単数回答）

転倒リスクについてみると、「非該当者」が 71.4%と多く、次いで「該当者」が 28.1%となっています。



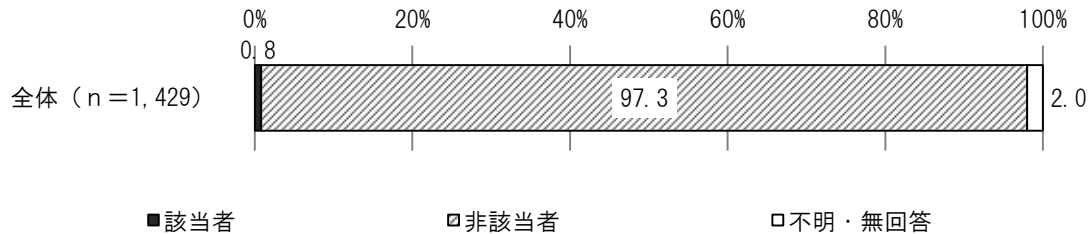
【ニーズ調査判定】 閉じこもり傾向（単数回答）

閉じこもり傾向についてみると、「非該当者」が 83.1%と多く、次いで「該当者」が 16.2%となっています。



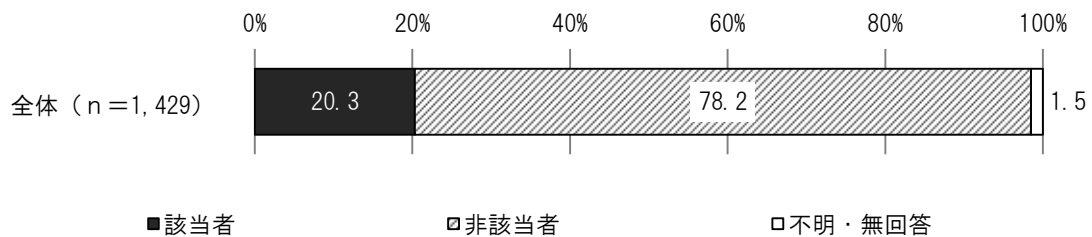
【ニーズ調査判定】 低栄養状態（単数回答）

低栄養状態についてみると、「非該当者」が97.3%と多く、次いで「該当者」が0.8%となっています。



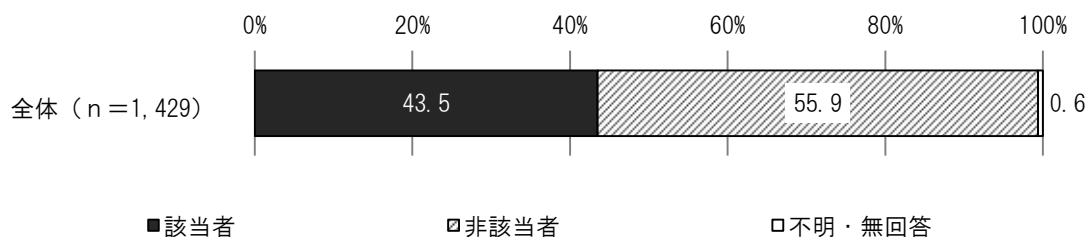
【ニーズ調査判定】 口腔機能の低下（単数回答）

口腔機能の低下についてみると、「非該当者」が78.2%と多く、次いで「該当者」が20.3%となっています。



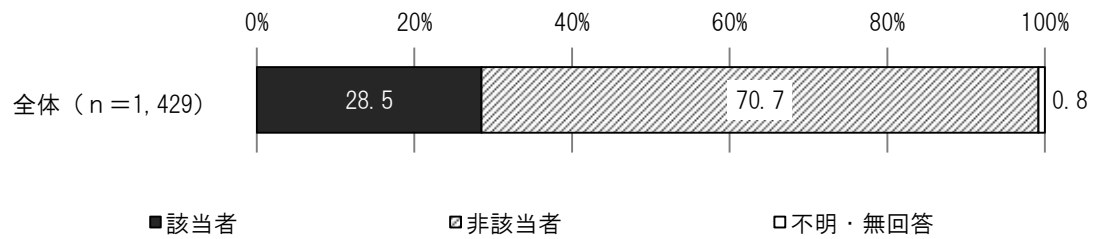
【ニーズ調査判定】 認知機能の低下（単数回答）

認知機能の低下についてみると、「非該当者」が55.9%と多く、次いで「該当者」が43.5%となっています。



【ニーズ調査判定】 うつ傾向（単数回答）

うつ傾向についてみると、「非該当者」が 70.7%と多く、次いで「該当者」が 28.5%となっています。



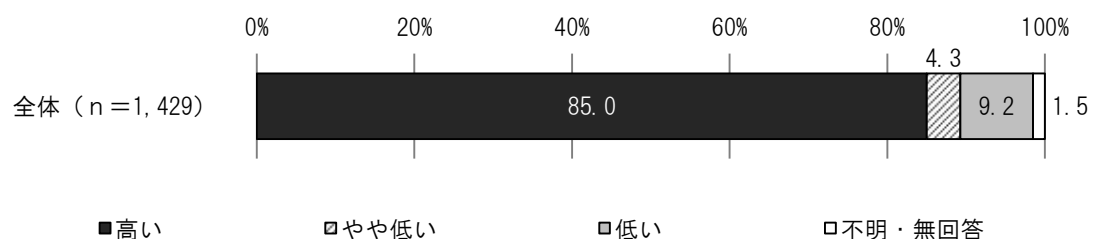
■「IADL (Instrumental Activities of Daily Living : 手段的日常生活動作)」について

IADLの低下について、以下の表の通り判定を進めました。該当する選択肢（表の網掛け箇所）が回答された場合は1点と数え、合計が5点でIADLが「高い」、4点で「やや低い」、0～3点で「低い」と判定されます。

設問内容	選択肢
設問 バスや電車を使って1人で外出していますか (自家用車でも可)	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
設問 自分で食品・日用品の買物をしていますか	
設問 自分で食事の用意をしていますか	
設問 自分で請求書の支払いをしていますか	
設問 自分で預貯金の出し入れをしていますか	

【ニーズ調査判定】 手段的自立度（IADL）（単数回答）

手段的自立度（IADL）についてみると、「高い」が85.0%と最も多く、次いで「低い」が9.2%、「やや低い」が4.3%となっています。



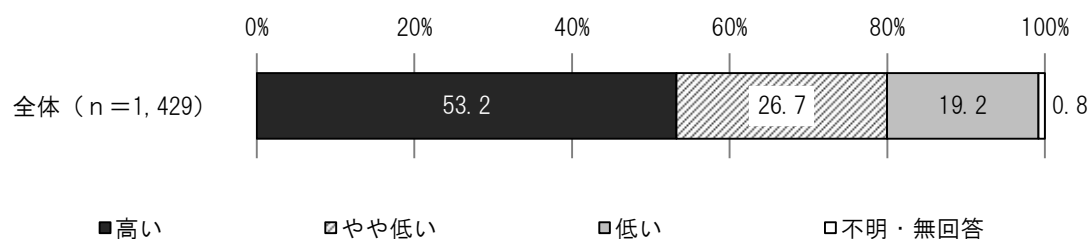
■知的能動性について

知的能動性について、以下の表の通り判定を進めました。該当する選択肢（表の網掛け箇所）が回答された場合は1点と数え、合計が4点で「高い」、3点で「やや低い」、2点以下で「低い」として判定されます。

設問内容		選択肢
設問	年金などの書類(役所や病院などに出す書類)が書けますか	1. はい 2. いいえ
設問	新聞を読んでいますか	
設問	本や雑誌を読んでいますか	
設問	健康についての記事や番組に関心がありますか	

【ニーズ調査判定】 知的能動性（単数回答）

知的能動性についてみると、「高い」が53.2%と最も多く、次いで「やや低い」が26.7%、「低い」が19.2%となっています。



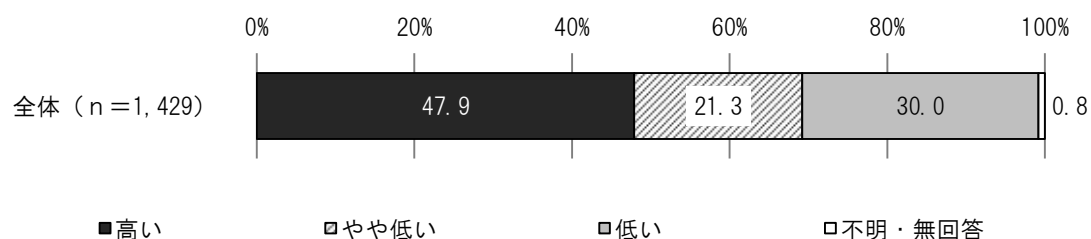
■ 社会的役割について

社会的役割について、以下の表の通り判定を進めました。該当する選択肢（表の網掛け箇所）が回答された場合は1点と数え、合計が4点で「高い」、3点で「やや低い」、2点以下で「低い」として判定されます。

設問内容	選択肢
設問 友人の家を訪ねていますか	1. はい 2. いいえ
設問 家族や友人の相談にのっていますか	
設問 病人を見舞うことができますか	
設問 若い人に自分から話しかけることがありますか	

【ニーズ調査判定】 社会的役割（単数回答）

社会的役割についてみると、「高い」が47.9%と最も多く、次いで「低い」が30.0%、「やや低い」が21.3%となっています。



(2)在宅介護実態調査

【調査概要】

- ・調査地域：草津町全域
- ・調査対象者：要介護認定1～5を受けている方
- ・調査期間：令和5年6月中旬
- ・調査方法：郵送及び事業所経由で配布回収、本人記入方式及び聞き取り調査

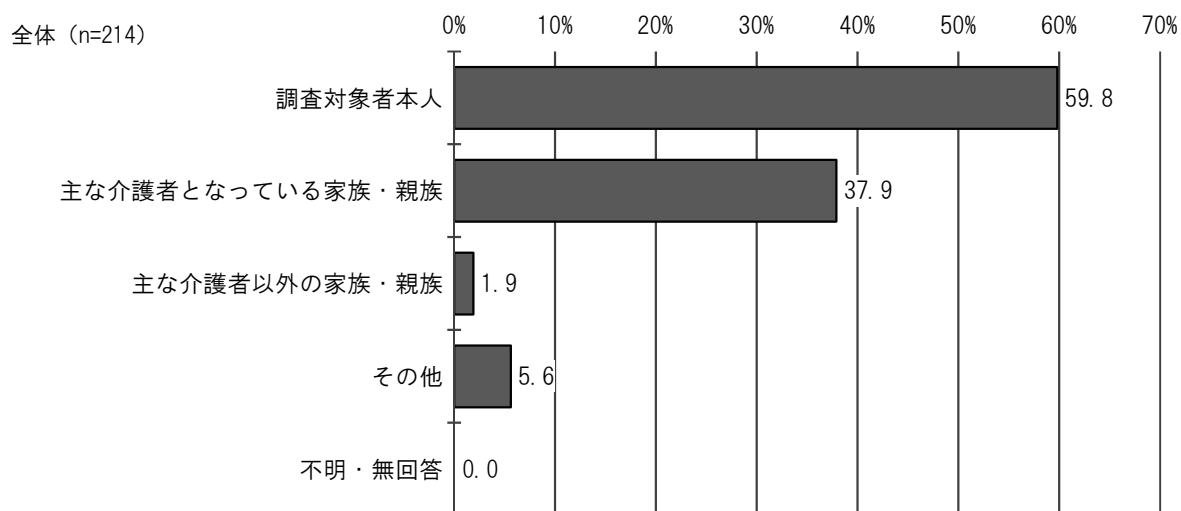
【回収結果】

配布数	有効回収数	有効回収率
373 件	214 件	57.4%

【調査結果概要】

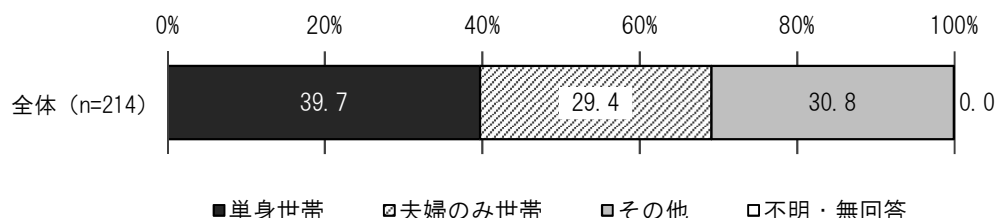
① 聞き取りを行った相手（複数回答）

聞き取りを行った相手についてみると、「調査対象者本人」が 59.8%と最も高く、次いで「主な介護者となっている家族・親族」が 37.9%となっています。



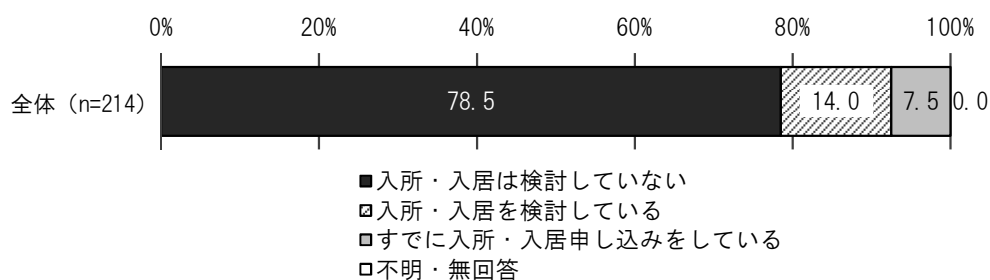
② 世帯類型について（単数回答）

世帯類型についてみると、「単身世帯」が 39.7%と最も高く、次いで「その他」が 30.8%、「夫婦のみ世帯」が 29.4%となっています。



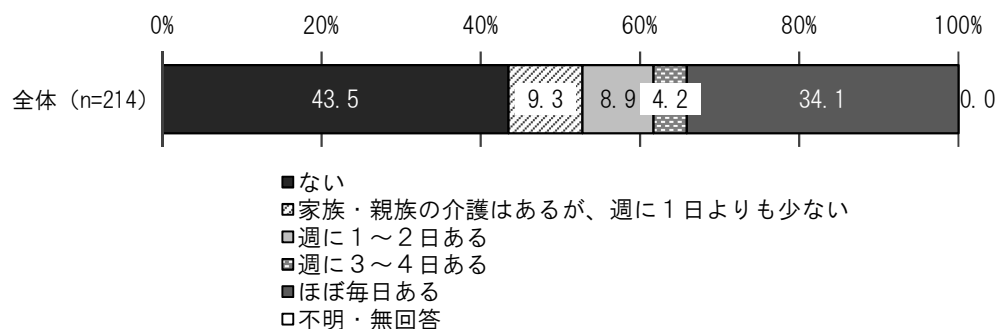
③ 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況（単数回答）

現時点での、施設等への入所・入居の検討状況についてみると、「入所・入居は検討していない」が 78.5%と最も高く、次いで「入所・入居を検討している」が 14.0%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が 7.5%となっています。



④ 家族や親族による介護の頻度（同居していない子どもや親族等含む） （単数回答）

家族や親族による介護の頻度についてみると、「ない」が 43.5%と最も高く、次いで「ほぼ毎日ある」が 34.1%、「家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない」が 9.3%となっています。

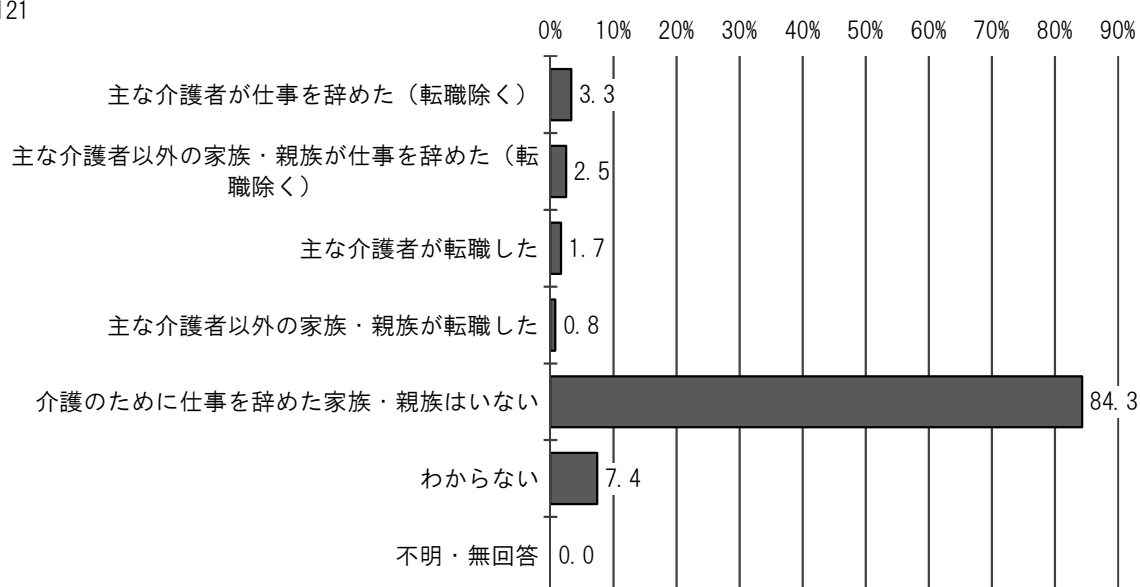


※以降は、④で「家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない」「週に1～2日ある」「週に3～4日ある」「ほぼ毎日ある」と回答した方の「主な介助者」の回答

⑤ 家族や親族における、調査対象者の介護を主な理由とする過去1年間の離職（現在働いているかどうか、現在の勤務形態は問わない）（単数回答）

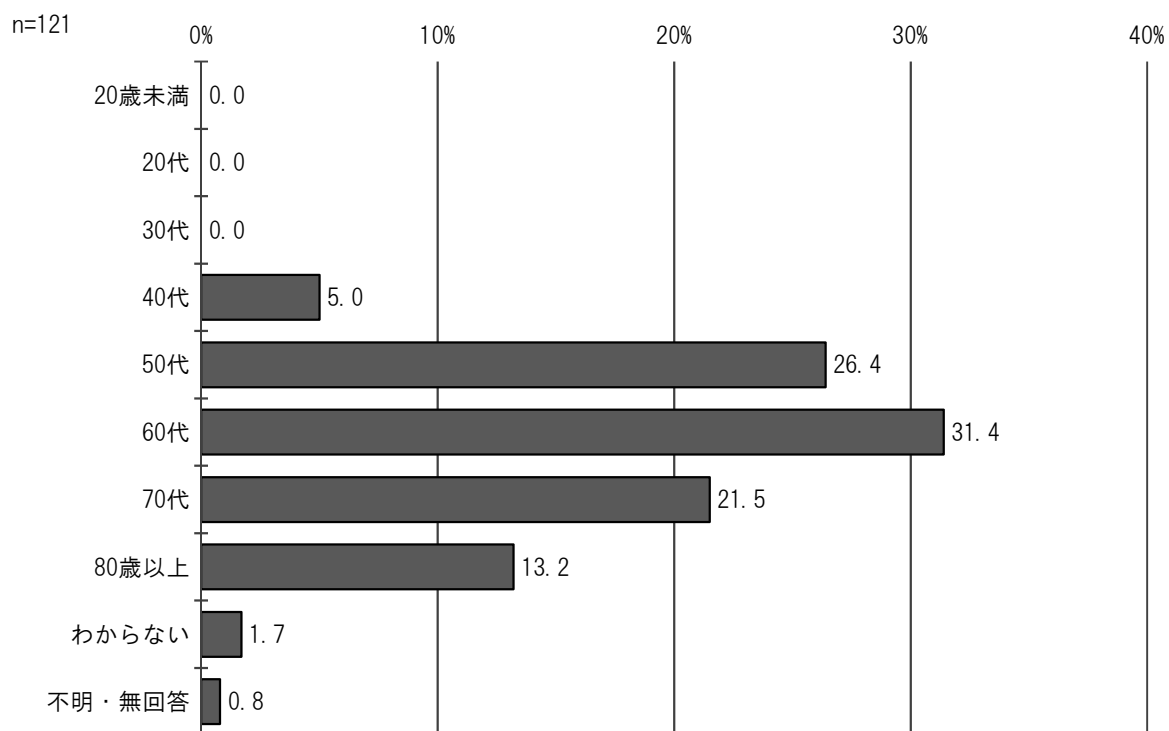
家族や親族の中で、調査対象者の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた人がいるかについてみると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が84.3%と最も高くなっています。一方で、「主な介護者が、仕事を辞めた（転職除く）」が3.3%、「主な介護者以外の家族・親族が、仕事を辞めた（転職除く）」が2.5%となっています。

n=121



⑥ 主な介護者の年齢（単数回答）

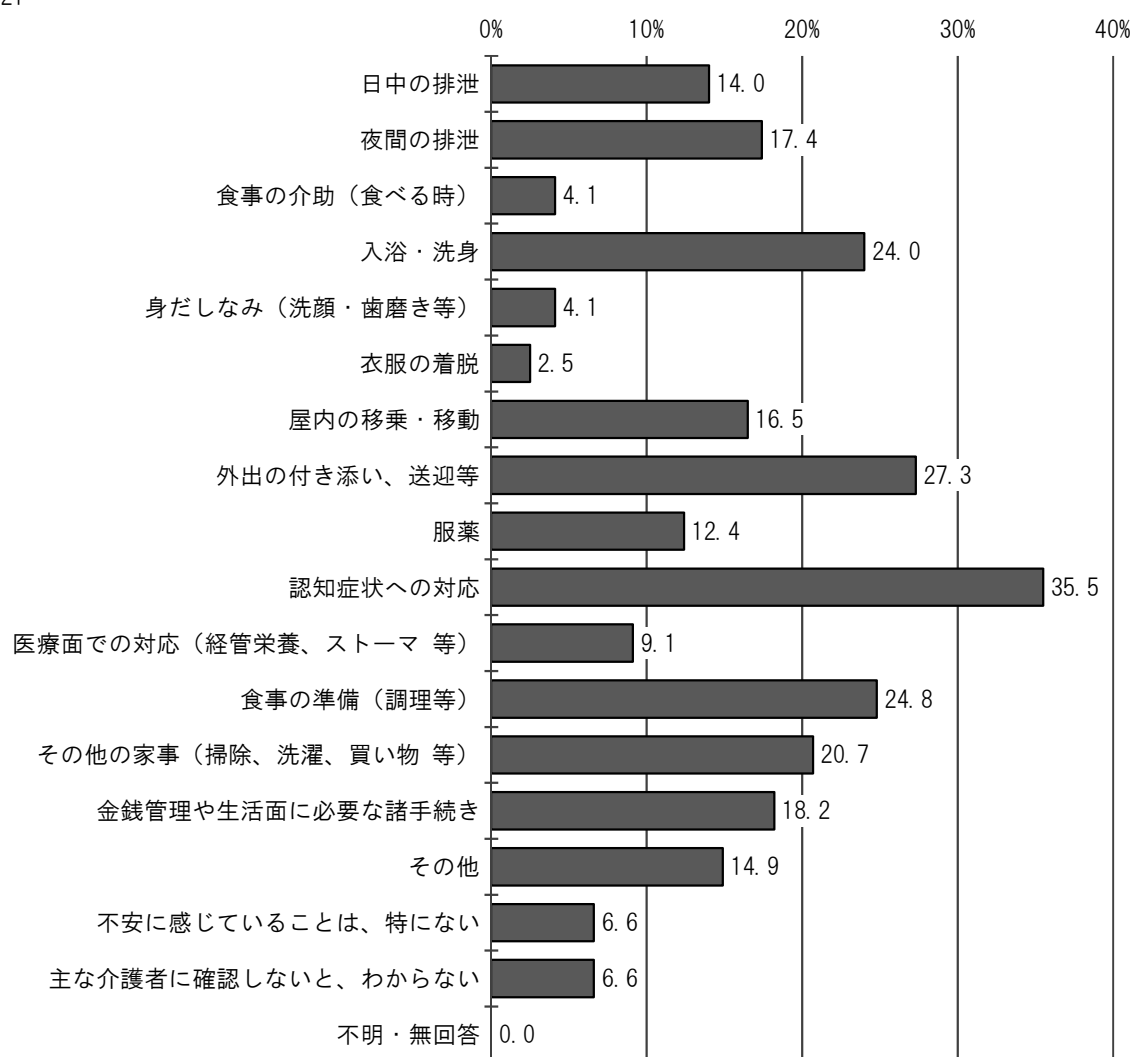
主な介護者の年齢についてみると、「60代」が31.4%と最も高く、次いで「50代」が26.4%、「70代」が21.5%、「80歳以上」が13.2%となっています。



⑦ 現在の生活を継続していくにあたって主な介護者の方が不安に感じる介護等（複数回答）

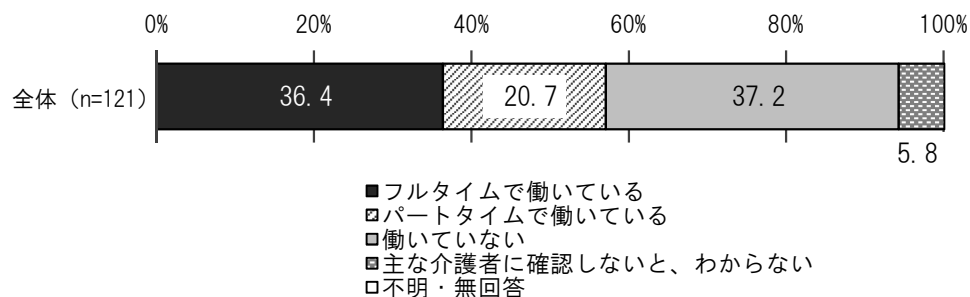
主な介護者が不安に感じる介護等についてみると、「認知症状への対応」が35.5%と最も高く、次いで、「外出の付き添い、送迎等」が27.3%、「食事の準備（調理等）」が24.8%、「入浴、洗身」が24.0%となっています。

n=121



⑧ 主な介護者の勤務形態（単数回答）

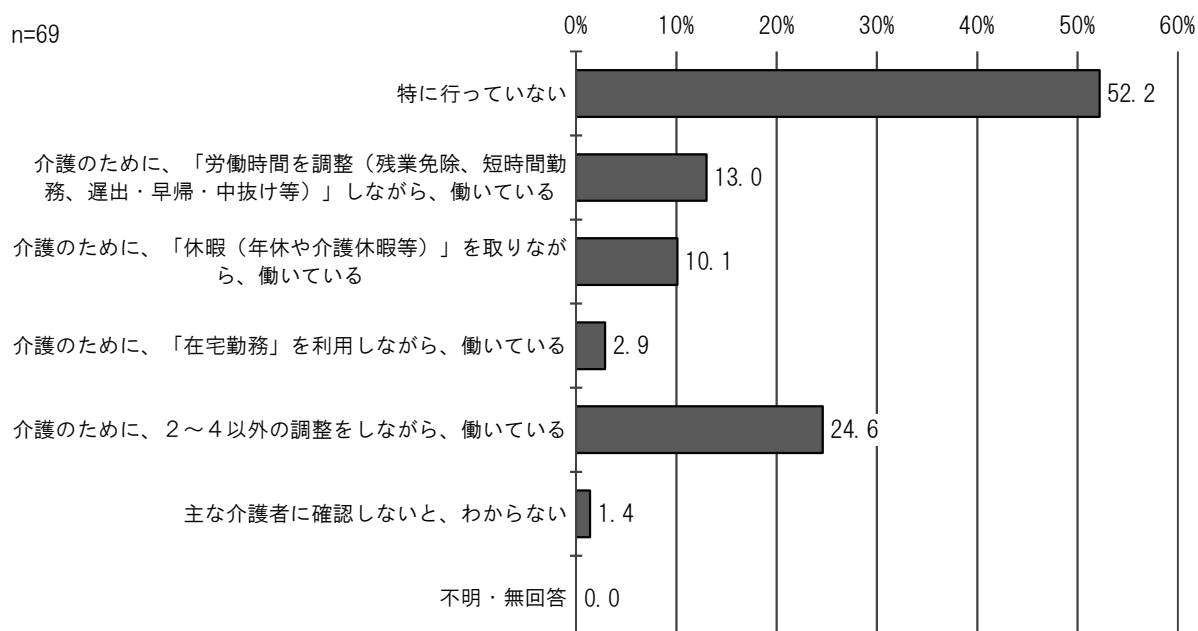
主な介護者の勤務形態についてみると、「働いていない」が37.2%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が36.4%、「パートタイムで働いている」が20.7%となっています。



※以降は、⑧で「フルタイムで働いている」「パートタイムで働いている」と回答した方の回答

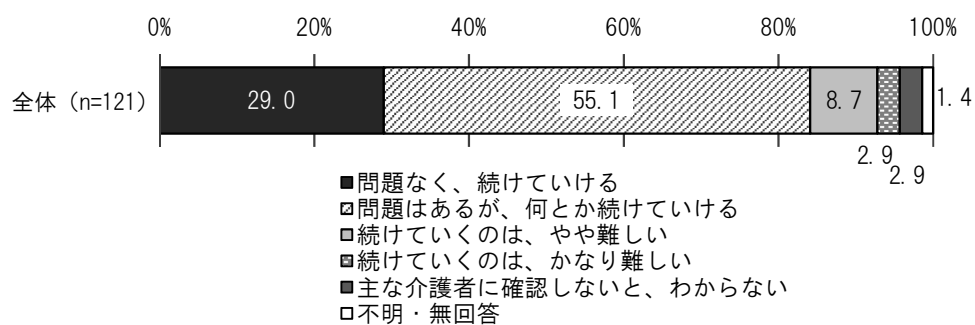
⑨ 主な介護者の働き方についての調整等について（複数回答）

働き方についての調整等についてみると、「特に行っていない」が52.2%と最も高く、次いで「介護のために、選択肢2～4以外の調整をしながら、働いている」24.6%、「介護のために、労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）しながら働いている」13.0%となっています。



⑩ 主な介護者は今後も働きながら介護を続けていけそうか（単数回答）

主な介護者は今後も働きながら介護を続けていけそうかについてみると、「問題はあるが、何とか続けていける」が 55.1%と最も高く、次いで「問題なく、続けていける」が 29.0%、「続けていくのは、やや難しい」が 8.7%となっています。



第3章 基本理念と目標

1 計画の基本理念

本町では、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことのできるまちづくりを進めるとともに、介護が必要になった場合にはいつでも適切な介護サービスが受けられるような体制整備に取り組んできました。今後は、これまでの基本的な考え方をふまえつつ、多様化する介護・福祉ニーズへの対応や、高齢期を迎えても自分らしく尊厳をもって暮らせるまちづくりを目指す視点を加え、本計画の基本理念を以下の通り定めます。

**高齢者が安心していきいきと暮らし、
地域社会と積極的に関わる中で、
多様性のある持続可能なまちをめざす。**

2 基本目標

基本目標1 高齢者が社会参加し地域に貢献できる仕組みづくり

～社会参加～

高齢化の進行と現役世代の減少が見込まれる中、元気な高齢者が増加することは、介護・福祉・医療等の持続可能性を確保することに加え、高齢者の多様な知識や経験を社会に還元し、まちの活性化につなげるという点からも大変重要です。

今後も高齢者の社会参加をより一層推進し、高齢者が最期まで自分らしくいきいきと暮らすことのできる地域社会の構築を目指します。

基本目標2 高齢者が健康に暮らせる仕組みづくり

～健康づくり～

健康くさつ21（第3次）計画では、「町民一人ひとりの健康を確保し、健やかに老いるまで安心して暮らせる健康な町づくり」を基本理念に、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」等の基本目標を定め、個人をはじめ行政や関係機関等が協力し、生涯を通じた健康の実現を目指しています。生活習慣予防と合わせて高齢者の健康増進の推進を図るとともに、高齢者が健康で暮らせる仕組みづくりに取り組みます。

基本目標3 高齢者が自分らしく安心して暮らせる仕組みづくり

～介護予防・生活支援・地域づくり～

地域共生社会の実現に向けて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成を図ります。それぞれの状況に応じて必要な公的サービスを利用しながら、地域の多様な主体が協働し、支え合い、助け合い、自分らしく安心していきいきと暮らすことのできる仕組みづくりを進めます。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策
高齢者が安心していきいきと暮らし、地域社会と積極的に関わる中で、多様性のある持続可能なまちをめざす。	1 高齢者が社会参加し地域づくりに貢献できる仕組みづくり	(1) 社会参加活動の促進
		(2) 生きがい活動への支援
	2 高齢者が健康に暮らせる仕組みづくり	(1) 健康教育事業
		(2) 健康相談事業
		(3) 機能訓練事業
		(4) 訪問指導事業
		(5) 健康診査事業
		(6) 健康増進事業
	3 高齢者が自分らしく安心して暮らせる仕組みづくり	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業
		(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）
		(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）
		(4) 任意事業
		(5) 高齢者の自立生活支援事業
		(6) 高齢者虐待防止対策
		(7) 災害対策及び感染症対策
		(8) 介護保険サービスの質の向上と人材の確保・育成

第4章 施策の展開

基本目標1 高齢者が社会参加し地域に貢献できる仕組みづくり

高齢化の進行と現役世代の減少が見込まれる中、元気な高齢者が増加することは、介護・福祉・医療等の持続可能性を確保することに加え、高齢者の多様な知識や経験を社会に還元し、まちの活性化につなげるという点からも大変重要です。

今後も高齢者の社会参加をより一層推進し、高齢者が最期まで自分らしくいきいきと暮らすことのできる地域社会の構築を目指します。

(1) 社会参加活動の促進

① 老人クラブの育成

本町には、令和4年3月末時点で10の老人クラブがあります。

会員数は年々減少傾向となっていますが、「草津町地域ささえあい活動事業」として「サロン活動」「美化活動」「見守り活動」「シルバー守り隊活動」等、多岐にわたり活動しています。

今後は、一人暮らし高齢者等の支援活動として結成される「シルバー守り隊」により、これまで以上に高齢者の見守りを強化し、閉じこもりや孤独死等が無いよう活動を継続していきます。

■老人クラブ数と会員数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
老人クラブ数	10	10	10
会員数	909	875	853

② 高齢者ボランティアの育成

高齢者が、これまで培ってきた豊かな経験と知識を地域で活かすための取り組みとして、老人クラブ連合会において小学校児童の登下校時の見守り活動を行うボランティア「児童安全守り隊」を組織しています。老人クラブ会員数は減少傾向にありますが、地域の治安と高齢者の生きがいの場として、引き続き活動を維持していきます。

■児童安全守り隊登録者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童安全守り隊登録者数	86	72	66

③ 高齢者の就労に対する支援

高齢者の就労機会の創出により、高齢者のいきがづくりや社会参加の促進を図る必要がありますが、現在、本町にはシルバー人材センターがありません。

高齢者のいきがづくりや経験・知識のまちづくりへの還元等、様々な効果が期待されることから、シルバー人材センターの設立について、引き続き検討を進めていきます。

(2) 生きがい活動への支援

① 生きがいと健康づくり推進事業「ふれあい・いきいきサロン」

社会福祉協議会や老人クラブ、ボランティア等の連携のもと、茶話会や軽い運動等を実施するサロンを区民館で開催しており、社会福祉協議会において「ふれあい・いきいきサロン」の活動団体に年2万円の助成金交付を実施しています。

閉じこもりや老化の防止、認知症予防に効果がある他、地域の子ども（幼児、小・中学生）、高齢者、保護者等が参加することで、地域のコミュニケーションづくりにも貢献しています。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、各地区での開催も制限されてきましたが、今後も継続して実施していきます。

② 生涯学習活動への支援

生涯学習活動を通じて、高齢者の社会参加をはじめ、いきがづくり、介護予防、認知症予防等、様々な効果が期待されています。

今後も、公民館の自主活動等の社会教育活動を支援し、住民の生涯学習をさらに推進していきます。

基本目標２ 高齢者が健康に暮らせる仕組みづくり

高齢化の進行と現役世代の減少が見込まれる中、元気な高齢者が増加することは、介護・福祉・医療等の持続可能性を確保することに加え、高齢者の多様な知識や経験を社会に還元し、まちの活性化につなげるという点からも大変重要です。

今後も高齢者の社会参加をより一層推進し、高齢者が最期まで自分らしくいきいきと暮らすことのできる地域社会の構築を目指します。

(1)健康教育事業

65歳以上の住民を対象に、生活習慣病の重症化予防およびフレイル予防に関する正しい知識の普及、生活の改善に向けた取り組みについて医師や保健師等の専門職による健診結果説明会等の健康教育を行うことで、疾病の重症化の予防および介護予防につなげることを目的に実施しています。

令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、健診結果説明会等の集団での健康教育は実施できませんでしたが、個別相談を通じて健診事後指導を継続しています。

今後は、健診事後指導としての結果説明会について、関係機関・関係職種との連携により、実施を検討します。また、高齢者の保健事業との一体的推進への取り組みについて、高齢期の生活習慣病の重症化予防及びフレイル予防に関する正しい知識の普及を図る健康教育を検討します。

(2)健康相談事業

健診結果や日常生活において、心身の健康状態に関する不安や悩みを抱えている方を対象に、健康推進課で個別の健康相談を月1回実施します。相談には、医師・保健師・管理栄養士が従事し、個々の状態に合わせた保健指導を行います。

また、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により招待食事会が中止となったため、地域での巡回型の健康相談は実施していません。

令和5年度は各地区の区民館において実施している高齢者の集会（シニアカフェ等）の場を活用し、血圧測定や健康相談、ミニ講話、身体機能や認知機能の維持を目的としたレクリエーションを実施しました。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施において、健康相談を実施する予定です。

今後も引き続き、月1回の来所による健康相談を実施し、個々に応じた保健指導を継続します。更に、地域の通いの場を活用した健康相談の充実を図ります。

■集団健康教室の実施回数と参加者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
集団健康教室：総合（回数）	10	12	10
集団健康教室：総合（人数）	34	36	32

(3)機能訓練事業

40 歳以上の住民のうち、脳卒中の後遺症やその他の疾患により心身の機能が低下している方に対して、生活動作訓練を行い、日常生活動作能力の維持・向上に努めるよう援助します。

令和 5 年度より、週 1 回から月 2 回の実施となり、実施回数は減少していますが、理学療法士の月 1 回の支援は継続されており、個々の機能について評価し、個別のプログラムを実施しています。

今後も対象者の個々の状況に応じて、継続的に実施します。

■機能訓練

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
機能訓練（回数）	39	22	36
機能訓練（人数）	109	71	132

(4)訪問指導事業

健診を受診して要指導となった方等に対して、保健師や管理栄養士等が訪問し健診事後指導や医療機関への受診勧奨等を行います。また、本人や家族への介護、日常生活における支援等について助言を行うとともに、保健福祉サービスの調整を行います。

今後も引き続き、対象者の個々の状況に応じて継続的に実施します。

(5)健康診査事業

40 歳から 74 歳までの住民を対象とした特定健康診査と 75 歳以上の住民を対象とした後期高齢者健康診査を実施します。さらに本町では、この健診とは別に 65 歳以上の住民を対象に介護予防に資する健診として、本町独自の項目を設けた健診を、特定健康診査・後期高齢者健康診査と同日程に実施します。

① 介護予防健診

65 歳以上の住民（65 歳から 74 歳は原則国民健康保険加入者のみ、75 歳以上は後期高齢者医療加入者）を対象に、主に要介護のハイリスク者をスクリーニングすることを目的とした本町独自の介護予防健診を実施します。老年症候群の早期発見、早期対応を行うことを目的に、通常健康診査項目に加えて生活機能や身体機能等のチェックを行います。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、この健診のうち特定健診部分のみを実施し、介護予防部分の健診は実施していませんが、令和 3 年以降において身体機能のチェックを実施し、生活機能については郵送によるアンケートで実施しました。

今後は、新たに健診体制を整えるとともに、スクリーニングされた要介護リスク者を、効率的に介護予防事業に結び付けていきます。

② がん検診

胃がん、大腸がん、子宮がん、乳腺・甲状腺がん、前立腺がん、肺がん検診を実施します。

婦人科（子宮）検診は20歳以上、前立腺検診は50歳以上、その他の検診は、40歳以上を対象として実施します。

今後がん検診の受診率向上は、疾病の早期発見・早期治療はもとより、健康状態の維持・向上や要介護状態の予防にもつながります。そのため、がん検診の受診勧奨の強化、精密検査対象者への受診勧奨を強化し、取り組みを推進します。

■各種がん検診の受診者数と受診率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
胃検診	185 (4.2%)	189 (4.4%)	199 (4.7%)
大腸検診	349 (7.9%)	345 (8.0%)	349 (8.2%)
婦人科（子宮）検診	100 (3.6%)	107 (4.0%)	85 (3.2%)
乳腺・甲状腺検診	107 (4.8%)	135 (6.2%)	117 (5.5%)
前立腺検診	189 (10.6%)	225 (12.7%)	201 (11.3%)
肺がん検診	220 (5.0%)	256 (5.9%)	232 (5.5%)

(6)健康増進事業

① 食生活改善地区組織活動事業

食生活改善推進員は地域で開催される養成講座を受講し、食生活改善に関する知識を得た全国組織の食育ボランティアとして活動しています。子どもから高齢者に至るまでの望ましい食生活のあり方を推進するため、行政のサポート役として、連携した活動を行います。

会員の高齢化や担い手の減少が課題となっていることから、積極的に養成講座を開講し人材確保を図ります。

■食生活改善推進員数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
草津町食生活改善推進員	24	19	17

② 高齢者招待食事会（まごころの会）

食生活改善推進員の活動の一環として、高齢者の引きこもりや低栄養等のフレイルの状態を予防することを目的に、各地区の区民館において実施してきました。併せて、保健師による血圧測定や相談、管理栄養士によるレクリエーションなどを組み合わせて健康教育や健康相談を実施していましたが、現在は、新型コロナウイルス感染症の影響及び地域の食生活改善推進員の高齢化によって事業が中止となる等、再開が困難な状況です。

今後は、事業内容の見直しを行い、栄養と健康管理の重要性について周知に努めます。

③ 健康福祉フェスティバル

総合保健福祉センターにおいて、住民を対象として、保健・福祉・医療に関する展示・試食・運動等を実施する健康福祉フェスティバルを年1回開催していましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となっています。

今後は、継続可能な実施方法を検討し、保健福祉の普及啓発活動を実施します。

④ 老人クラブ栄養教室

老人クラブの会員を対象として、調理実習や高齢者向けの食事に対する注意点等に関する講習を年1回実施します。

■老人クラブ栄養教室参加者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生涯骨太クッキング参加者	25	25	25

※令和2年度～令和4年度は事業縮小のためパンフレットの配布のみ実施

基本目標 3 高齢者が自分らしく安心して暮らせる仕組みづくり

地域共生社会の実現に向けて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成を図ります。それぞれの状況に応じて必要な公的サービスを利用しながら、地域の多様な主体が協働し、支え合い、助け合い、自分らしく安心していきいきと暮らすことのできる仕組みづくりを進めます。

(1)介護予防・日常生活支援総合事業

住民等の多様な主体の参画、多様なサービスの充実により、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等への効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的に実施します。

① 一般介護予防事業

高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、自分らしく安心していきいきと暮らすことができるよう、住民主体の通いの場の充実を図り、人と人とのつながりを通じて、通いの場及びその参加者が継続的に拡大する地域づくりを推進します。

①-1 介護予防事業対象者把握事業

本町が独自で実施している健診（国が定める特定健診項目以外）や、郵送による生活実態調査など様々な健康づくりの手法により、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に把握するとともに、引続き住民主体の介護予防活動の促進につなげます。

①-2 介護予防 普及啓発事業

第8期計画期間中においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、地域における交流の場等を活用した意識啓発が行えませんでした。

今後は、高齢化の進行や独居・高齢者のみ世帯の増加等によって閉じこもりがちな高齢者が、心身ともに健康な状態を保つことができるよう、自ら介護予防に取り組む意識啓発を行います。

①-3 地域介護予防活動支援事業

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援します。

介護予防の取り組みについては、第8期計画期間中における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点による事業の中止や縮小にともない、地域介護予防活動支援事業の実施が制限されたことから、必要とされる介護予防サービスの調整及び提供が行えませんでした。

今後は、これまで同様に介護予防に対する理解を更に高め、効果的な利用促進に向け取り組みを進めます。また、高齢者の生活状況や健康状態及び支援の状況から総合的に判断し、要介護状態の恐れのある高齢者の把握に努め、必要とされる介護予防サービスの調整と提供を行います。

■地域介護予防活動支援事業に関する実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
頭と体の体操教室 実施回数・参加者数	3回（53人）	0回（0人）	6回（63人）
スプリング自主グループ 実施回数・参加者数	5回（87人）	4回（37人）	11回（82人）
高齢者サロン 実施回数・参加者数	19回（635人）	22回（523人）	40回（1,233人）

② 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた方及び支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た方の内、要支援認定に相当する方に対し、要介護状態等の予防や軽減、地域における自立した日常生活の支援を目的とする各種サービスを提供します。

- 1) 訪問型サービス（掃除、洗濯等の日常生活上の支援）
- 2) 通所型サービス（機能訓練や集いの場など日常生活上の支援）
- 3) 高額介護予防サービス費相当のサービス（自己負担上限を超えた分の給付）
- 4) 介護予防ケアマネジメント（総合事業によるサービス等の適切な提供を支援）

■介護予防・日常生活支援総合事業の実績

単位：円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問型サービス	4,144,218	5,109,305	5,543,467
通所型サービス	9,512,872	8,833,329	7,243,480
高額介護予防サービス費相当	0	6,523	14,050
介護予防ケアマネジメント	1,698,433	1,864,952	1,895,163

(2) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

本町では、地域の高齢者が心身の健康を維持増進し、生活の安定と福祉の向上を図るために、必要な援助・支援を行う機関として、地域包括支援センターを設置し、町全域をその管轄下に置きます。

① 日常生活圏域と地域包括支援センター管理圏域の設定

①-1 日常生活圏域

地域住民の生活を支える基盤として、保健・福祉や医療機関や公共施設に加え、これら地域資源をつなぐ人的なネットワークの拡充が必要です。これらが有機的に連携し、地域住民の日常生活を支えるものとして機能するためには、住民の身近な生活圏域を設定し、各圏域の特徴を活かした基盤の整備が必要となります。本計画では、本町の人口規模やサービス提供基盤、その他の地域資源等の状況を勘案し、本町全体を1圏域と設定します。

①-2 日常生活圏域決定の経緯

1) 地理的条件

本町は、国有林が70%を占め、昔の合併の名残の大字が2つ存在していますが、生活圏域の設定を検証するには、人口規模の小さい町であることが挙げられます。

2) 人口規模

日常生活圏域と密接な関わりのある地域包括支援センターが管轄する人口規模については、1ヶ所あたり15,000～30,000人という国の基準が示されていますが、日常生活圏域の人口もそれに見合う規模の設定が必要であることが挙げられます。（令和5年10月1日時点の本町の総人口6,037人）。

3) 交通事情

車での移動が主であり、バスの主要発着所としては草津温泉バスターミナルがあることが挙げられます。

4) 地域事情

学校は、小・中それぞれ1校であり、行政区という昔からの細かい区域がありますが（令和5年現在、本町、文京、新田、立町、仲町、泉水、滝下、東殿塚、西殿塚、地藏、馬場、鈴蘭、前口、昭和、南本町の15地域）、1地区あたりの人口は小規模であることがあげられます。

5) 介護資源の分布

町内にサービス施設は少なく、区域ごとの居宅・施設サービスの偏在は見受けられないことが挙げられます。

①-3 地域包括支援センター管理圏域

国では、地域包括支援センターの管理する圏域は、日常生活圏域を基礎単位とすることが示されています。また、財源規模や人材（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種配置）の確保等についても考慮する必要があります。

地域包括支援センターは、今後も事業、人材、体制ともに強化して運営を行っていく必要があることから、適切な規模の管理圏域として、日常生活圏域、地域包括支援センター管理圏域を町全体で1圏域とします。

② 地域包括支援センターの設置

②-1 背景

高齢者が住み慣れた地域において、その人らしくいきいきとした暮らしを送るためには、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に医療をはじめ様々な支援が継続的かつ包括的に提供される仕組み（地域包括ケアシステム）が必要です。

また、介護保険制度の基本理念である高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を徹底し、介護予防や認知症対策等の課題に対応するためには、地域における総合的なマネジメントシステムの構築が重要です。

これらをふまえ、地域における高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターを設置しています。

②-2 センターの配置

地域包括支援センターは、介護保険法により保険給付（予防給付）のうち介護予防支援を、地域支援事業のうち包括的支援事業を各日常生活圏域において独占的に行う機関です。

地域包括支援センターは、中立公平性を担保しながら、地域に根ざした運営とすることが求められています。また、本町では地域包括支援センターは、地域の共有財産・福祉の拠点として育てていく方針です。

以上の点をふまえ、地域包括支援センターの運営については、公共施設が担うことを基本とすべきと考え、本町では地域包括支援センターを町役場内に配置しています。

③ 介護予防ケアマネジメント業務

要介護状態への移行の予防と要介護状態の重度化予防の一体的な対応を行い、認定者の重症化予防を目指し、効果的かつ効率的に提供されるよう適切なマネジメントを実施します。

- 1) 一次アセスメント（虚弱高齢者の把握等）の実施
- 2) 介護予防ケアプランの作成
- 3) サービス提供後の再アセスメント
- 4) 事業評価

④ 総合相談支援業務

主に社会福祉士において、高齢者本人や周囲の方からの相談を受け、的確な状況把握等を行い、必要に応じて情報提供、関連機関の紹介、緊急対応等を行っています。また、地域における様々な関係者とのネットワークを構築し、これを通じて支援を必要とする高齢者の把握を行っています。

継続性のあるマネジメント体制の確立に向け、高齢者の総合的な相談や権利擁護に関する相談・助言・介護予防ケアマネジメントを引き続き実施し、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活が送れるよう、適切なサービスにつなげる支援を行います。

⑤ 権利擁護業務

虐待や認知症等により、権利擁護の観点から支援が必要と判断される高齢者に対して、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、尊厳ある生活の維持を図っています。

今後、高齢化や認知症高齢者のさらなる増加が予想される中で、金銭管理や契約行為、また、近しい親族がいない場合等、高齢者の権利や尊厳を守るため、相談支援等を通じて成年後見制度をはじめとする権利擁護に関する各種制度の周知や利用の促進を図ります。

⑥ 包括的・継続的マネジメント支援業務

ケアマネジャーに対する日常的個別指導・相談、ケアマネジャーが抱える支援困難事例等への指導・助言等を行っています。また、多職種協働・多職種連携による長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行うため、協議体や地域ケア会議等を活用しながら、地域のケアマネジャーのネットワークづくりや、医療機関を含む関係施設や地域社会資源との連携・協力体制整備を図っています。

今後も支援困難事例に向けて、様々な地域資源と関係機関との連携体制を構築し、引き続き包括的・継続的な地域包括ケア体制の充実を図ります。

⑦ 地域包括支援センター運営協議会の設置

地域包括支援センターの公正・中立性を維持しつつ、求められる機能を十分に発揮するために、本町の保健・医療・福祉関係者等から構成される「地域包括支援センター運営協議会」を設置し、①関係機関との連携、地域の社会資源の開発・普及、②協議会構成事業所によるセンター職員の確保、センターの公正運営の確保を行っています。なお、本町では、介護保険運営審議会を地域包括支援センター運営協議会として運営しています。

今後も、地域包括支援センター運営協議会を年1回開催し、引き続き地域包括支援センターの機能を十分に発揮できるよう改善を図ります。

(3)包括的支援事業(社会保障充実分)

① 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、次の取り組みを行っています。

- 1) 在宅医療・介護連携に関して、必要な情報の収集、整理及び活用、課題の把握、在宅医療・介護連携に関する施策の企画及び立案、医療・介護関係者に対して周知を行う事業
- 2) 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- 3) 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業
- 4) 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業、医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得及び当該知識の向上のために必要な研修を行う事業その他の地域の実情に応じて医療・介護関係者を支援する事業
- 5) 医療介護連携実証事業

今後は、在宅医療と介護サービスが切れ目なく適切に提供される体制を構築するため、地域の関係機関の連携体制などネットワークの構築を引き続き実施するとともに、抽出した課題に基づき、多職種連携などの事業を推進していきます。

② 生活支援体制整備事業

民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、老人クラブ、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と行政が連携しながら、互助を基本とした住民同士の助け合い活動の推進や、地域課題の解決等、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることを目的に実施します。

②-1 生活支援コーディネーターの配置

地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進するため、多様な主体による多様な取り組みのコーディネート業務を実施する生活支援コーディネーターを配置します。

今後も引き続き、生活支援コーディネーターを中心とした関係機関や団体間での連携強化を図り、多様な課題に対する地域ニーズを把握し、地域で必要とされる生活支援体制の整備・充実を図ります。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活支援コーディネーター	2	2	2

②-2 協議体の設置・運営

地域支援事業では、市町村が主体となり、コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場として協議体を設置することとされています。その機能としては、コーディネーターの組織的な補完、地域ニーズ・既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進、企画・立案・方針策定、地域づくりにおける意識の統一、情報交換・働きかけの場となることが挙げられます。

本町では、区長・民生委員・ボランティア団体・老人クラブ・社会福祉協議会・その他有志をメンバーとして、協議体「草津町生活支援・介護予防サービス体制整備協議会」を設置しています。概ね毎月会議を開催し、協議会と行政、地域包括支援センターにより、今後の町の在り方、助け合いの創出が模索されており、現在、協議体メンバーの主導により、前口区において2層としての助け合い活動の場が設けられています。その他、町内においてもサロン活動の場等、徐々にではありますが活動が進み始めています。

今後も引き続き、地域で安心して日常生活を営むことができるよう、行政や生活支援コーディネーター、協議体を中心となり、高齢者の社会参加を促進し、地域住民がともに支え合う地域づくりを進めていきます。

■協議体の設置に関する実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議体開催回数	5	6	9

③ 認知症総合支援事業

本町では認知症対策として、平成19（2007）年度に群馬県の「認知症にやさしい町づくりネットワーク協議会」を設置し、徘徊模擬訓練・認知症資源マップ作り・認知症サポーター養成講座・認知症ケアサポート（①認知症コーディネーターによる専門相談窓口の設置、②専門医による認知症相談会）、広報活動（認知症カルタ、見守りネットワーク推進ステッカー）・認知症健康教育用DVDの作成等を行ってきました。さらに、平成28（2016）年には認知症地域支援推進員、平成29（2017）年には認知症初期集中支援チームを設置しています。

これらの取り組みを基盤に、第9期においては次の事業に取り組みます。

③-1 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられることを目指し、認知症の初期段階で、総合的なアセスメントを行い、質の高い診断につなげ、診断後の支援を調整していきます。

1) 認知症初期集中支援チームの配置

認知症専門医と医療系・介護系専門職からなる認知症初期集中支援チームを配置します。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症初期集中支援チーム	1	1	1

- 2) 支援チームに関する普及啓発
- 3) 認知症初期集中支援の実施
 - ア) 訪問支援対象者の把握（家族や関連機関からの相談、介護予防健診の結果等による）
 - イ) 情報収集及び観察・評価
 - ウ) 初回訪問（認知症の評価、認知症に関する情報提供、心理的サポート等）
 - エ) 専門医を含めたチーム員会議の開催
 - オ) 初期集中支援の実施（受診が必要な場合の動機付け・支援、サービス利用勧奨等）
 - カ) 引き継ぎ後のモニタリング
 - キ) 関連機関との情報共有
- 4) 認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置

③-2 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の方の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを目指し、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援等のサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築します。

今後も認知症地域支援推進員が主体となって認知症施策を進めます。また、認知症対策の総合的な推進にあたり、認知症サポーター等、必要な人材を育成していきます。加えて、認知症カフェの運営支援等、早期に相談・対応できる体制の拡充を目指します。

本事業における主な取り組みは次の通りです。

- 1) 認知症地域支援推進員の配置
- 2) 地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取り組み（認知症ケアパスの普及等）
- 3) 地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援および支援体制の構築（認知症家族会、認知症相談会等）
- 4) 町が適当と認めるものが行う認知症の家族に対する支援事業の企画調整（認知症カフェ等）
- 5) 共生のための認知症に関する周知啓発の実施
- 6) 認知症サポーターの拡大、広報等での周知等

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症地域支援推進員	1	1	1

④ 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議は、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者等により構成される会議です。個別ケースを検討する場であるとともに、地域課題の解決を検討する場としても機能することが期待されています。

今後も引き続き、地域ケア個別会議を通じて高齢者の実態や地域課題を抽出するとともに、地域資源を開発する地域ケア推進会議を実施します。地域ケア推進会議は年6回、自立支援に向けた地域ケア会議は年3回開催を目標とします。なお、地域ケア個別会議は随時開催とします。

(4)任意事業

① 介護給付等費用適正化事業

介護保険制度の円滑かつ安定的な運営確保のためには、介護給付を必要とする利用者に対する適切なサービスの提供が必要です。そのため、サービス提供事業者における不必要なサービスや過剰なサービス抑制等についての検証や制度の趣旨の理解促進、良質な事業展開のために必要な情報提供等の体制整備を行います。

第9期計画期間中の介護給付適正化については、効率化を通じて持続可能な介護保険制度の構築を図るため、これまでの主要5事業から再編成し、次の通り3事業に重点を置いて取り組みます。

【第9期計画（主要3事業）】

1) 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

要介護認定の変更認定、又は更新認定に係る認定調査については、遠方でなければ行政職員が実施し、訪問、又は書面等の審査による点検を行う事で、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

2) ケアプランの点検

ア) ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め、専門知識を持った職員等による第三者の点検、または支援を行うことにより、必要とする適切なサービス提供確保と、介護支援専門員の質向上を図ります。

イ) 住宅改修の点検

事前・事後における書類の点検（工事見積書や施工写真等）、疑義の生じたものについては、関係者への確認と必要に応じ訪問調査による現地確認を行い、適切な住宅改修を促します。

ウ) 福祉用具購入・貸与調査

事前・事後における書類の点検（見積書や用具写真等）と併せ、利用者における福祉用具の必要性や利用状況を確認します。疑義の生じたものについては、関係者への確認と必要に応じ訪問調査による現地確認を行い、適切な福祉用具購入または貸与がなされているか確認を行います。また、軽度者の福祉用具貸与についても、適正な実施がなされるよう確認を行います。

3) 医療情報との突合・縦覧点検

ア) 医療情報との突合

国保連合会から提供された帳票を活用し、後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険給付情報を突合、医療と介護の重複請求の削減を図ります。

イ) 縦覧点検

国保連合会から提供された帳票を活用し、利用者ごとに介護報酬の支払状況（請求明細書内容等）を確認、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うよう努めます。

【主要3事業以外の適正化事業】

1) 給付実績の活用

介護給付費適正化システムの情報を活用し、適正な介護サービスの実施につなげます。

2) 介護給付費通知

保険者から被保険者（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等のサービス利用明細を通知することにより、適切なサービスが提供されているか、また受けているか改めて確認を促すことで適正な請求につなげます。

② 家族介護支援事業

家族介護支援事業については、以下次の事業を実施していきます。

1) 家族介護教室（家族介護の適切な知識・技術習得を内容とした教室の開催）

2) 認知症高齢者見守り事業（認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者の発見体制構築、ボランティア等の見守り訪問事業）

3) 家族介護継続支援事業（家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減）

今後は、8050問題やヤングケアラーによる家族介護等、多様化、複合化する家族介護の課題に対応した支援体制の構築を図ります。

③ その他の事業

その他の事業として、次の事業を実施していきます。

- 1) 成年後見制度利用支援事業（経費・報酬の助成）
- 2) 福祉用具・住宅修繕支援事業（情報提供や助言）
- 3) 地域自立生活支援事業（生活補助員の派遣、相談員の活動支援、配食サービスや通報体制の整備）

なお、介護給付等費用適正化事業、成年後見制度利用支援事業以外の任意事業は必要性が生じた際には検討、実施します。

(5) 高齢者の自立生活支援事業

高齢者の自立生活支援においては、社会福祉協議会と福祉課が協働し、配食サービスや敬老祝金を管轄しています。また、福祉課においては町内巡回バス、緊急通報システム（あんしん電話）、生活管理指導短期宿泊事業、養護老人ホーム（老人保護措置の実施）、紙おむつ等購入補助事業を管轄しています。

① 外出支援（福祉有償運送サービス）事業

社会福祉協議会において、単独で公共交通機関を利用することが困難な要介護者や障がい者を対象とした移送支援サービスを行っています。車いすに乗ったまま乗車できる福祉車両等を使用し、国土交通大臣認定の講習を修了した運転者又は二種免許取得者が、利用者及び付添人の方を有償で病院や福祉施設等の目的地へ移送します。

② 町内巡回バス

高齢者の通院、買い物等の外出を支援する事業です。一般の人や観光客も利用が可能となっており、多くの利用があります。

■町内巡回バスの利用回数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数/年	57,022	60,389	68,353

③ 配食サービス

1人暮らしや2人暮らしの65歳以上の高齢者を対象に、町の宅配業者が昼食または夕食を週1回配達する事業です。

■配食サービスの利用回数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数/年	1,975	2,334	2,669

④ 草津町紙おむつ等購入費補助事業

在宅高齢者の日常生活の快適化と家族等の介護者の身体的、経済的負担を軽減するため、紙おむつの必要性が高い高齢者に対し、紙おむつ等の購入費用の一部を補助する事業です。

⑤ 緊急通報システム（あんしん電話）

65 歳以上の虚弱な 1 人暮らし高齢者が、緊急時に直ぐに連絡を取れるように、無線発信機が付属した緊急通報装置を貸与する事業です。

■緊急通報システム（あんしん電話）利用者数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数/年	40	44	50

⑥ 生活管理指導短期宿泊事業（原則 10 日以内）

介護保険制度で自立と判定されたが 1 人で生活することが困難な高齢者を対象として、養護老人ホーム等の空き部屋を利用し、一時的に宿泊をしてもらい生活習慣等の指導や体調の調整を図る事業です。

■生活管理指導短期宿泊事業利用者数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数/年	3	0	3

⑦ 敬老祝金

85 歳以上の高齢者を対象に、敬老祝金品を支給します。

■敬老祝金利用者数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数/年	3	2	4

⑧ 養護老人ホーム（老人保護措置の実施）

65 歳以上の高齢者のうち、心身上または経済的な理由により自宅で療養を続けることが困難な方を対象に、日常生活上の世話などを行う施設です。吾妻圏域内には 1 施設あります。

■養護老人ホーム利用者

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数/年	9	8	6

⑨ 軽費老人ホーム・ケアハウス

定額料金で高齢者が入所でき、日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設です。吾妻圏域内には2施設あります。

⑩ 総合保健福祉センター

高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進・教養の向上およびレクリエーションのための各種サービスを提供する施設です。

新型コロナウイルス感染症の影響で、地域福祉センター機能としての高齢者の健康増進に関する各種サービスは縮小していますが、今後は、高齢者の健康増進やレクリエーションを定期的実施できるよう、施設の利用方法の見直し及び改善を検討します。

(6) 高齢者虐待防止対策

① 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)では、高齢者虐待の定義を①身体的虐待、②介護放棄、③心理的虐待、④性的虐待、⑤高齢者の財産を処分する等の経済的虐待等と定義しています。その上で、虐待の防止と養護者への支援のため、国民や国、地方自治体の責務等を規定しています。

本町においても、高齢者やその家族、サービス事業者等の問題意識を高めるとともに虐待の実態を把握し、地域包括支援センターを中心に高齢者虐待防止対策を推進しています。

今後は、養保護者や施設従事者等による高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応に向けて、関係機関との連携強化とともに、研修会等を通じた虐待に関する知識の向上を図ります。

② 高齢者虐待防止に関する普及と啓発

住民を対象として、虐待の早期発見・早期対応等についての講演会や講習会を開催し、関連するパンフレットを配布する等の普及活動を行うことにより、高齢者虐待に対する住民の問題意識を高める取り組みを実施しています。

今後も引き続き、高齢者虐待やその対応について地域の理解を深めるとともに、町民を対象に高齢者の権利や尊厳を守るため虐待の早期発見・早期対応の講演会・パンフレット等の活用を通じた、普及活動を行います。

③ 高齢者虐待防止の相談と対応

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律では、高齢者虐待の発見者に市町村への通報義務を課しています。通報を受ける等の虐待やその兆候が認められた場合、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し支援しているほか、高齢者虐待により生命または身体に重大な危険が生じていると認められるときには、地域包括支援センターの職員等が立ち入り調査を行っています。

今後も引き続き、地域包括支援センターを中心に関係機関と連携し、虐待を受けた高齢者及び擁護者に対する適切な支援を行います。また、虐待を受けている高齢者の保護や養護者の保護を目的として、緊急ショートステイの確保を図ります。

④ 虐待を受けた高齢者の権利擁護

地域包括支援センターに権利擁護相談窓口を設置し、総合相談、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度利用支援の充実、成年後見制度についての普及・啓発に取り組んでいます。

今後も引き続き、権利擁護相談窓口として、高齢者虐待の背景等総合的に判断し、成年後見制度の利用をはじめとする権利擁護に関する各種制度についての普及・啓発に取り組みます。

⑤ 高齢者虐待防止への地域全体での取り組み

高齢者虐待の背景には、単独の機関では対応しきれないほど多くの問題が含まれています。地域での見守り、早期発見、通報、実態把握、相談支援、専門職の対応等が速やかに行われるよう、地域全体の連携・協力が必要であるとの認識のもと、地域包括支援センターが中心となり、民生委員、ボランティア、関連する医療・介護機関、警察、弁護士、福祉課等と連携、協力する体制づくりを進めています。

今後も引き続き、関係機関及び地域のネットワークを強化し、高齢者虐待の早期発見に努め、高齢者虐待防止を図ります。

(7) 災害対策及び感染症対策

① 災害対策の推進

避難行動要支援者の災害時や緊急時における孤立を防ぐために、地域での普段の声かけや見守り活動を継続するとともに、関係機関との連携による災害時の避難支援に向けた体制づくりを推進します。また、庁内の推進体制としては、福祉部門と防災関係部門等の連携を強化し、減災対策や災害時の迅速な対応策について検討していきます。加えて、介護を必要とする高齢者に対しては、有事の際にも介護サービスが維持、継続されるよう介護事業所との連携体制の強化を図ります。

② 感染症対策の推進

「草津町新型インフルエンザ等対策行動計画」との整合を図りながら、感染症等の感染拡大防止についての啓発や新しい生活様式についての啓発を行い、高齢者や家族が感染した場合に適切な対処につなげ、正しい知識を持ち、感染防止を行いながらも人との関わりを保ち、孤立を防ぎます。

また、医療・介護従事者に対し、新型コロナウイルス等の感染拡大防止や感染した場合に適切な対応ができるように支援し、高齢者・家族の感染による不安の軽減を図ります。加えて、事業所における支援として、業務継続計画の作成支援や研修の実施など群馬県と協力して実施します。

(8)介護保険サービスの質の向上と人材の確保・育成

① 福祉・介護への理解・啓発

思いやりや助け合う心を育むため、児童・生徒を対象とした福祉教育の環境づくりを推進するとともに、地域での福祉体験機会や世代間交流の機会の提供を通じて、高齢者や障がいのある人との交流を促進します。

また、児童・生徒やその保護者を対象として、高齢者入所施設等の施設見学や介護機器体験の機会を提供することにより、次世代を担う子どもたちが福祉系の学校へ進んだり、就職の際の選択肢として介護職を選んでももらったりするためのきっかけづくりを目的に、将来の介護人材確保に資する取り組みを実施します。

② 多様な人材の確保・育成の支援

福祉人材の確保に向けては、離職した介護人材の再就職支援や介護未経験者に対する介護分野への参入、働きやすい環境づくりによる定着支援、外国人人材の受け入れ等、様々な課題に対応することが必要です。

福祉・介護サービスの意義や重要性について、町の広報やホームページ、パンフレット等の広報媒体の活用と併せ、身近な地域における各種団体への働きかけ等、PR活動の充実を図ります。また、介護に関する入門的研修等を開催し、知識や技術の習得を支援に加え、施設や事業所とのマッチング等を一体的に支援できるよう、国等による介護人材確保に関する取り組み・制度の周知及び活用促進を図ります。

③ 介護予防の担い手確保と活動の活性化

介護予防・日常生活支援総合事業における、各種住民主体の活動や高齢者等が担い手となる活動について、ボランティアや介護予防サポーターの育成を進めます。また、インセンティブの付与等、高齢者が自らの介護予防や健康づくりを行いながらボランティア活動ができる仕組みについて検討します。

④ ICTやロボットの活用・業務効率化の推進

介護事業所の負担軽減（業務効率化）を図るため、「簡素化」「標準化」「ICT等の活用」の3つの視点から各取り組みを推進します。電子申請・届出システムを活用した指定申請等の簡素化及び様式の標準化による提出書類の削減、介護ロボットやICT導入に係る補助制度の検討及び支援を行い、事業所の負担軽減を図ります。

第5章 介護保険サービスの推計と保険料

1 将来人口推計

(1) 第1号及び第2号被保険者数の推計

第1号被保険者（65歳以上の住民）数、第2号被保険者（40歳から64歳まで）数の推計をみると、それぞれ減少となっており、この傾向が続くことが予測されます。

■ 第1号及び第2号被保険者数の推計（住民基本台帳ベース）

単位：人

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
総数	4,398	4,338	4,222	4,154	4,083	4,016	3,699	3,184
第1号 被保険者数	2,470	2,437	2,373	2,347	2,315	2,265	2,114	1,860
第2号 被保険者数	1,928	1,901	1,849	1,807	1,768	1,751	1,585	1,324

資料：住民基本台帳（各年10月現在）
※令和6年度以降は推計値

(2) 要介護認定者数の将来推計

要介護認定者数の将来推計は、第9期期間中は概ね横ばいで推移し、中長期的にみると令和12年度をピークに減少傾向となることが予測されています。

■ 要介護認定者数の将来推計（住民基本台帳ベース）

単位：人

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
総数	421	422	398	417	423	421	433	373
要支援1	71	73	71	67	69	67	71	58
要支援2	78	78	61	79	80	79	79	64
要介護1	81	75	86	87	86	87	88	77
要介護2	72	73	61	71	73	72	73	63
要介護3	41	44	54	47	49	49	53	49
要介護4	44	42	38	35	35	36	37	32
要介護5	34	37	27	31	31	31	32	30
うち第1号 被保険者数	411	414	390	406	412	410	422	363
要支援1	70	72	69	66	68	66	70	57
要支援2	77	77	60	76	77	76	76	61
要介護1	81	75	85	86	85	86	87	76
要介護2	68	70	58	67	69	68	69	60
要介護3	39	42	54	47	49	49	53	49
要介護4	42	42	38	35	35	36	37	32
要介護5	34	36	26	29	29	29	30	28

資料：介護保険事業状況報告（各年度末）
※令和6年度以降は推計値

2 介護保険の保険料と事業費の算出方法

(1) 保険料の算出方法

以下の手順により、令和6年度から令和8年度までの保険料を算出します。

■サービス見込み量・保険料の算定手順

① 人口の推計

令和6年度から令和8年度までの3か年と、令和12年度、令和22年度の人口（第1号被保険者数・第2号被保険者数）を推計します。

② 要支援・要介護認定者数の推計

男女別、年齢別、要支援・要介護度別の認定率をもとに、推計人口（第1号被保険者数・第2号被保険者数）を乗じて推計します。

③ 施設・居住系サービスの利用者数の推計

介護老人福祉施設など施設サービス及び認知症対応型共同生活介護等の居住系サービスの利用者数を、現在の利用状況、施設等の整備予定等を参考に推計します。

④ 居宅サービス利用者数の推計

推計した要支援・要介護認定者数から施設・居住系サービス利用者数を減じ、これにサービス受給率を乗じて推計します。

⑤ 総給付費の推計

利用者数推計にサービス別・要介護度別の一人当たり給付額（実績からの推計）を乗じて推計します。

⑥ 第1号被保険者保険料額の設定

総給付費をもとに標準給付費を推計します。さらに標準給付費に地域支援事業費を加え、調整交付金と介護給付費準備基金の取崩額を加味して保険料基準額を算出します。この基準額に段階別で定めている「負担割合」を乗じて保険料を設定します。

(2)介護保険サービス量の見込み

① 介護予防サービス量の見込み

単位：人／月、回／月

		第9期			長期推計	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	37	39	43	46	39
	人数(人)	6	7	7	8	7
介護予防訪問 リハビリテーション	回数(回)	100	105	96	105	105
	人数(人)	15	16	15	16	16
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	1	2	2	2	1
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	7	7	8	8	7
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (老健)	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	29	29	31	35	29
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	2	2	3	3	2
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型 通所介護	回数(回)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型 共同生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防支援	人数(人)	48	48	49	49	42

② 介護サービス量の見込み

単位：人／月、回／月

			第9期			長期推計	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅サービス							
訪問介護	回数(回)		1,360	1,361	1,376	1,400	1,222
	人数(人)		71	72	73	74	66
訪問入浴介護	回数(回)		0	0	0	0	0
	人数(人)		1	1	1	1	1
訪問看護	回数(回)		289	296	304	301	272
	人数(人)		37	38	39	39	35
訪問リハビリテーション	回数(回)		219	219	255	263	201
	人数(人)		25	25	29	30	23
居宅療養管理指導	人数(人)		26	27	28	29	26
通所介護	回数(回)		198	206	224	234	206
	人数(人)		10	11	11	13	11
通所リハビリテーション	回数(回)		104	115	115	127	115
	人数(人)		21	21	21	24	22
短期入所生活介護	日数(日)		230	247	258	267	201
	人数(人)		17	19	20	21	17
短期入所療養介護(老健)	日数(日)		0	0	0	0	0
	人数(人)		1	1	1	1	1
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)		0	0	0	0	0
	人数(人)		0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)		0	0	0	0	0
	人数(人)		0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数(人)		89	89	89	89	87
特定福祉用具購入費	人数(人)		1	1	1	1	1
住宅改修費	人数(人)		0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	人数(人)		36	37	37	37	38
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)		3	4	4	5	4
夜間対応型訪問介護	人数(人)		0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数(回)		385	393	393	400	347
	人数(人)		59	60	60	62	54
認知症対応型通所介護	回数(回)		0	0	0	0	0
	人数(人)		0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人数(人)		3	3	3	4	4
認知症対応型共同生活介護	人数(人)		8	8	9	10	9
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)		0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)		1	1	1	1	1
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)		0	0	0	0	0
施設サービス							
介護老人福祉施設	人数(人)		25	26	26	28	25
介護老人保健施設	人数(人)		7	7	7	8	8
介護医療院	人数(人)		4	4	4	4	5
介護療養型医療施設	人数(人)		0	0	0	0	0
居宅介護支援	人数(人)		150	151	156	159	141

(3)事業費の見込み

① 介護予防給付費の見込み

単位：千円

	第9期			長期推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	2,375	2,443	2,775	2,840	2,443
介護予防訪問リハビリテーション	3,625	3,834	3,489	3,834	3,834
介護予防居宅療養管理指導	179	358	358	358	179
介護予防通所リハビリテーション	3,044	3,048	3,553	3,553	3,048
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,654	2,654	2,844	3,212	2,665
特定介護予防福祉用具購入費	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	1,076	1,076	1,076	1,076	1,076
介護予防特定施設入居者生活介護	1,843	1,845	2,768	2,768	1,845
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援	2,687	2,746	2,747	2,745	2,353
合 計	17,483	18,004	19,610	20,386	17,443

② 介護給付費の見込み

単位：千円

	第9期			長期推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅サービス					
訪問介護	45,194	44,955	45,404	46,486	40,533
訪問入浴介護	0	0	0	0	0
訪問看護	15,057	15,420	15,764	15,720	14,359
訪問リハビリテーション	8,349	8,360	9,719	10,050	7,666
居宅療養管理指導	2,690	2,811	2,906	3,033	2,747
通所介護	20,189	20,818	22,212	23,103	20,818
通所リハビリテーション	12,210	13,665	13,665	14,906	13,230
短期入所生活介護	20,382	21,651	22,624	23,246	16,852
短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	13,529	13,680	13,714	13,762	13,489
特定福祉用具購入費	292	292	292	292	292
住宅改修費	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	77,102	78,186	78,968	78,547	82,252
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7,993	10,946	10,120	12,197	9,254
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	34,338	35,176	35,176	35,434	30,752
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	5,213	4,703	4,703	7,573	6,615
認知症対応型共同生活介護	22,719	22,747	25,358	27,968	25,358
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,939	3,944	3,944	3,944	3,944
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
施設サービス					
介護老人福祉施設	78,281	81,451	81,162	88,017	78,592
介護老人保健施設	26,288	26,321	26,321	29,677	29,677
介護医療院	13,724	13,741	13,741	13,741	16,725
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0
居宅介護支援	23,051	23,084	23,945	24,261	21,638
合 計	430,540	441,951	449,738	471,957	434,793

③ 標準給付費の見込み

単位：円

	第9期			長期推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総給付費(A)	448,023,000	459,955,000	469,348,000	492,343,000	452,236,000
利用者負担の見直し等に伴う財政影響額	0	0	0	0	0
予防給付費	17,483,000	18,004,000	19,610,000	20,386,000	17,443,000
介護給付費	430,540,000	441,951,000	449,738,000	471,957,000	434,793,000
特定入所者介護サービス費等給付額(B)	15,520,736	15,725,823	15,800,001	16,437,013	14,501,097
特定入所者介護サービス費等給付額	15,304,685	15,487,318	15,560,371	16,437,013	14,501,097
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	216,051	238,505	239,630	0	0
高額介護サービス費等給付額(C)	10,263,341	10,400,256	10,449,314	10,854,091	9,575,720
高額介護サービス費等給付額	10,106,365	10,226,966	10,275,206	10,854,091	9,575,720
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	156,976	173,290	174,108	0	0
高額医療合算介護サービス費等給付額(D)	1,013,555	1,025,650	1,030,488	1,088,544	960,337
算定対象審査支払手数料(E)	469,440	475,020	477,240	470,512	415,128
標準給付費見込額(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	475,290,072	487,581,749	497,105,043	521,193,160	477,688,282

④ 地域支援事業費の見込み

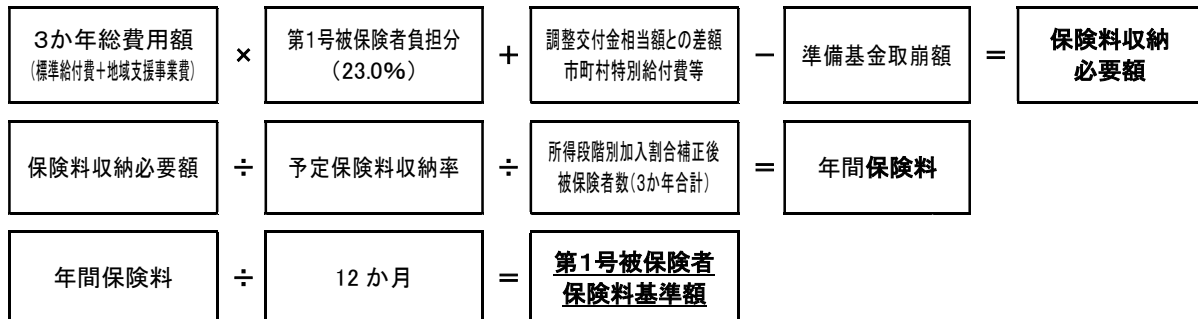
単位：円

	第9期			長期推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	13,251,568	13,251,568	13,251,568	14,702,445	12,626,296
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	18,886,567	18,886,567	18,886,567	23,370,197	20,775,805
包括的支援事業(社会保障充実分)	6,710,316	6,710,316	6,710,316	7,050,668	7,012,196
地域支援事業費	38,848,451	38,848,451	38,848,451	45,123,310	40,414,297

(5)介護保険料の設定

① 第1号被保険者で賄う介護保険料基準額

◇ 保険料算定の手順



■用語の説明

・ 3か年総費用額

施設・居住系サービス、在宅サービス等の介護サービス費、地域支援事業費、高額介護サービス費等、すべての費用の3年間の合計額。

・ 第1号被保険者負担分

総費用額のうち、23%を第1号被保険者の保険料でまかなうこととされている。

・ 調整交付金相当額との差額

調整交付金は、総費用額の5%を標準とし、後期高齢者の割合及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料額の格差調整のために交付されるものであり、その差額を算入する。

・ 準備基金取崩額

第8期計画期間中に積み立てた準備基金のうち、第9期介護保険料の軽減を図るために取り崩す額。

・ 保険料収納必要額

第1号被保険者の保険料によりまかなう必要がある3年間の必要額。

・ 保険料収納率

第1号被保険者の保険料収納割合で、過去の実績を勘案して見込む。

・ 所得段階別加入割合補正後被保険者数

所得段階別の被保険者数に、各所得段階別の保険料率を掛け合わせ、合計した人数。

・ 第1号被保険者保険料基準額

第9期計画期間中における基準となる保険料額。所得段階により保険料率が異なり、低所得者は負担が軽減され、高所得者には高負担をいただく。

◇ 財源構成

介護保険の財源構成は、介護保険法で被保険者の保険料が 50.0%、国・県・町による公費負担が 50.0%と定められており、第 1 号被保険者の負担割合は 23.0%となります。

なお、公費負担の 50.0%のうち国は 25.0%となっており、そのうち 5.0%は市町村の後期高齢者（75 歳以上）人口の比率及び所得段階別の構成比に基づき、介護給付費財政調整交付金（以下、調整交付金）として、全国平均で 5.0%交付されます。

	第 1 号被保険者 保険料	第 2 号被保険者 保険料	国負担金	調整交付金	県負担金	町負担金	計
介護給付 (施設等給付費除く)	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%	100.0%
介護給付 (施設等給付費)	23.0%	27.0%	15.0%	5.0%	17.5%	12.5%	100.0%
地域支援事業費 (介護予防・日常生活支援総合事業)	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%	100.0%
地域支援事業費 (包括的支援事業・任意事業)	23.0%	－	38.5%	－	19.25%	19.25%	100.0%

② 保険料収納必要額等

単位：円

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合計
標準給付費見込額(A)	475,290,072	487,581,749	497,105,043	1,459,976,864
地域支援事業費(B)	38,848,451	38,848,451	38,848,451	116,545,353
第 1 号被保険者負担分相当額(C)	118,251,860	121,078,946	123,269,304	362,600,110
調整交付金相当額(D)	24,427,082	25,041,666	25,517,831	74,986,578
調整交付金見込交付割合(E)	5.37%	5.94%	6.37%	
調整交付金見込額(F)	26,235,000	29,749,000	32,510,000	88,494,000
市町村特別給付費等(G)	549,001	555,553	558,173	1,662,727
財政安定化基金拠出金見込額(H)				0
財政安定化基金償還金(I)				0
準備基金残高(J)				123,134,885
準備基金取崩額(K)				54,300,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(L)				1,932,000
保険料収納必要額(M)	(C)+(D)－(F)+(G)+(H)+(I)－(K)－(L)			294,523,415
予定保険料収納率(N)				98.0%
予定保険料収納率を考慮した必要額(O)	(M)÷(N)			300,534,097

※各費用の見込みには端数が含まれるため、3 年間の総費用額と一致しない場合があります。

③ 所得段階別保険料額の算定

介護保険給付費等や地域支援事業費の 23.0%を第 1 号被保険者が、所得段階に応じて介護保険料として負担することになります。第 9 期においては、国の指針に沿って、所得段階を従来の 9 段階から 13 段階とし、基準保険料を月額 3,600 円(年額 43,200 円)に設定します。

■第 1 号被保険者の保険料額

【 第 9 期介護保険 基準保険料：3,600 円／月（43,200 円／年） 】

段階	対象		保険料率	保険料額	
				(月額)	(年額)
第 1 段階	世帯全員が 町民税非課税	老齢福祉年金を受けている人又は生活保護受給の人	基準額 × 0.455	1,630 円	19,600 円
		前年の本人合計所得＋課税年金収入が 80 万円以下の人			
第 2 段階	世帯全員が 町民税非課税	前年の本人合計所得＋課税年金収入が 80 万円を超え、120 万円以下の人	基準額 × 0.685	2,460 円	29,500 円
第 3 段階		前年の本人合計所得＋課税年金収入が 120 万円を超える人	基準額 × 0.69	2,480 円	29,800 円
第 4 段階	世帯の 誰かが 町民税課税	本人が町民税非課税で前年の本人合計所得＋課税年金収入が 80 万円以下の人	基準額 × 0.9	3,230 円	38,800 円
第 5 段階		本人が町民税非課税で前年の本人合計所得＋課税年金収入が 80 万円を超える人	基準額	3,600 円	43,200 円
第 6 段階	本人が 町民税課税	前年の本人合計所得が 120 万円未満の人	基準額 × 1.2	4,320 円	51,800 円
第 7 段階		前年の本人合計所得が 120 万円以上 210 万円未満の人	基準額 × 1.3	4,680 円	56,100 円
第 8 段階		前年の本人合計所得が 210 万円以上 320 万円未満の人	基準額 × 1.5	5,400 円	64,800 円
第 9 段階		前年の本人合計所得が 320 万円以上 420 万円未満の人	基準額 × 1.7	6,120 円	73,400 円
第 10 段階		前年の本人合計所得が 420 万円以上 520 万円未満の人	基準額 × 1.9	6,830 円	82,000 円
第 11 段階		前年の本人合計所得が 520 万円以上 620 万円未満の人	基準額 × 2.1	7,560 円	90,700 円
第 12 段階		前年の本人合計所得が 620 万円以上 720 万円未満の人	基準額 × 2.3	8,280 円	99,300 円
第 13 段階		前年の本人合計所得が 720 万円以上の人	基準額 × 2.4	8,630 円	103,600 円

※年額は基準額×各段階の保険料率（百円未満切り捨て）算出しています。月額は各段階の年額÷12（十円未満四捨五入）で算出した参考額です。

※本町で定める保険料に対して、公費（国・県・町）の投入による低所得者への軽減（第 1 段階は 0.285、第 2 段階は 0.485、第 3 段階は 0.685）が行われる見込みです。

■所得段階別被保険者数の推計

単位：人

段階区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1段階	386	381	372
第2段階	221	218	213
第3段階	232	228	223
第4段階	147	145	142
第5段階	270	266	261
第6段階	522	517	505
第7段階	332	328	321
第8段階	129	127	124
第9段階	42	41	40
第10段階	21	20	20
第11段階	7	7	7
第12段階	8	8	8
第13段階	30	29	29
第1号被保険者数計(3か年合計)	6,927		
所得段階別加入割合補正後被保険者数※	6,957		

※所得段階別加入割合補正後被保険者数：第1号被保険者保険料に不足を生じないように、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計（＝所得段階別加入割合補正後被保険者数）を被保険者数とみなして基準額を算定します。なお、数値は3年間の合計値です。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、計画の円滑な実施に向けて、各施策の進行管理を行います。また、関係機関、事業所、団体等への周知や共有により、激しく変化する社会情勢にも対応しつつ、着実に計画の推進を図ります。

既存のサービス等の支援を充実させながら、保険料の上昇を抑制するための医療・介護・福祉関係者や地域団体等とのネットワークを強化し、様々なサービスを包括的に提供できる体制の整備を進めます。

また、計画を円滑に推進していくためには、住民の理解と協力が不可欠であることから、広報紙、ホームページ等の住民が活用しやすい媒体等を利用して本計画の周知を図ります。

2 計画の達成状況の点検

本計画は、サービスの整備目標を掲げるだけでなく、第1号被保険者から徴収すべき保険料が設定される重要な計画です。また、本計画の期間は3年ですが、中長期的な視野に立った施策の展開を図る計画でもあります。

そのため、計画の進捗状況を定期的に把握し、その結果の評価・分析を行い、必要に応じて見直しを図る必要があります。サービスの推計値と実績、介護予防に関する各種支援の実績等の評価に努め、その結果をもとに必要に応じて柔軟に計画の見直しを行うとともに、次期計画に反映させていきます。

資料編

1 草津町介護保険運営審議委員名簿

役職	氏名	所属	委員区分
会長	上坂 国由	民教土木常任委員長	公益を代表する者
委員	布施 正博	布施医院長	医療機関を代表する者
委員	山本 茂幸	草津町民生委員児童委員協議会長	社会福祉団体を代表する者
副会長	中澤 隆	草津町社会福祉協議会長	
委員	櫻井 宏機	草津町区長会長	被保険者を代表する者
委員	土屋 由美子	草津町婦人会代表	
委員	飯島 啓一	草津町老人クラブ連合会長	

2 策定経過

開会日	検討内容
令和5年12月25日	・ 制度概要、町の現状、アンケート調査結果報告について
令和6年2月21日	・ 計画素案について

第9期草津町高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画
＜令和6年度～8年度＞

発 行：草津町 愛町部 福祉課

〒377-1792

群馬県吾妻郡草津町大字草津 28 番地

T E L：0279-88-7189

F A X：0279-88-0002

発行年月：令和 6 年 3 月